

(第一類 第二号)

衆議院 第百八十三回 国会

務委員會

議錄第七 吳

三
四

総務委員会議録 第七号

トフォン等の普及によって逼迫しているわけですが、これども、移動通信トラフィックの急増や、災害に強い通信・放送インフラの整備の必要性が高まつてきておりまして、電波のさらなる有効活用、有効利用を実現するための技術開発も必要になつてきているわけであります。

電波利用をめぐる環境が劇的に変化しているわけでありますけれども、こういった背景を踏まえまして、政府として、今後、電波の利用について全体像をお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○柴山副大臣 様お答え申し上げます。

今委員が御指摘になられたとおり、スマートフォンの普及などによって、移動通信のトラフィックは、今年間約二倍のペースで増加をしております。また、スマートメーターやセンサー、ネットワークなどの新たな電波利用システムの進展も期待されております。

こういった増大する周波数の需要に対応するため、総務省においては、周波数を効率的に利用する技術、具体的にはデジタルによって圧縮する、ナロー化と言いますが、そういう技術ですか、あるいは高い周波数への移行を促進する技術など、電波を効率的に利用するための研究開発を推進するとともに、周波数の再編成を行つて必要な追加割り当てを行つております。

今御指摘になられた移動通信用の周波数としては現在約六百メガヘルツ幅を確保しているところでありまして、二〇二〇年までに千四百メガヘルツ幅以上を新たに確保して、合計で二千メガヘルツ幅以上とするよう取り組んでおります。

いざれにいたしましても、総務省としては、今後とも、積極的に研究開発や周波数の再編によるさらなる周波数の確保を進めていく所存であります。

○濱村委員 ありがとうございます。

本当に、周波数の再編、これが非常に重要なボイントとなつてくるというふうに、私も賛成させ

ていただきたいというふうに思うわけでございました。

既に我が国では、地上デジタル放送帯のホワイ

トスペース、これは四百七十メガヘルツから七百

十メガヘルツでございますが、ここにおきまし

た、百五十メガヘルツ帯あるいは四百メガヘルツ帯の帯域について、アナログからデジタル、二百六十メガヘルツ帯域に移行されるとい

うことになります。

防災行政無線につきましても、これは今、移行期限が設けられていないということであります

が、今後、移行期限を設けて、アナログからデジタル化に転換していくこというふうに伺つております。

すけれども、こういった帯域の整理というのが、さまざま、ほかのニーズを受け取ることができる

ことになります。

そういう意味におきまして、今回の法改正で

ます七百メガヘルツ帯を携帯電話に割り当てるた

めの周波数再編の一環としまして、特定ラジオマイクの移行先の一つにホワイトスペースを選定し

て、今後、本格的な移行を予定しているところでございます。

そういうふうに考えております。

今後とも、新たな電波の有効活用手法として有益であり、また、地域のまちづくりとかあるいは経済の活性化に資するホワイトスペースの一層の活用に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

まして、百五十メガヘルツあるいは四百メガヘルツの帯域というのは一部薄くなつてくるわけですが、さりますけれども、まだまだバス、タクシー等々

さまざまな利用のされ方をしているということです。

さあざまな利用の方をしております。今回、デジタル化によりますので、全くあいていくというわけではありません。

そうした中で、使われ方というのは依然混在している状況ではありますけれども、その上で、有害な混信を防ぐために設けられております周波数の領域、つまりホワイトスペースですね、このホワイトスペースの活用をしていくことが非

常にも重要なのかなというふうに考えております。

ホワイトスペース推進会議というものもありますして、取りまとめを既に出していらっしゃるわけ

でござりますけれども、今後のホワイトスペースの活用についてどのようにお考えか、お示しいた

だればと思ひます。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

本当に、周波数の有効活用は、新たな電波の有

ました。ありがとうございます。

電波利用料というのは、私が平成元年に役所に

入つたときに最初に手がけました法律、いわゆるタコ部屋に入つておりまして、係員でありますけれども、これをつくったときのプロジェクトの一員でございました。非常に感慨深いものがござ

いました。当時は、小さく産んで大きく育てるところです。

それからまた、地上アナログ放送の跡地であります。

ます七百メガヘルツ帯を携帯電話に割り当てるための周波数再編の一環としまして、特定ラジオマイクの移行先の一つにホワイトスペースを選定し

て、今後、本格的な移行を予定しているところでございます。

今、濱村委員の方からもございましたけれども、やはりこれから周波数を生み出していくことは非常に大事であります。今三・九世代というこ

とでLTE、これは徐々に普及、サービスインしておられますけれども、その後、第四世代携帯といふもの、これからシステムが入つて、サービスインが視野に入つてきておりますけれども、こうした移動体通信に周波数をどんどん割り当てていく。これをやつていかねば、やはり日本の経済の活性化、生産性の向上、将来はないというふうに思います。これをいかに諸外国に先駆けて前倒しでやつていくかということであります。

最初に聞こうと思ったんですが、今答弁がありましたけれども、二〇二〇年までに千四百メガヘルツ帯域を生み出すということであります。もう少し具体的に、どのような手段でこれを生み出

して、割り当てていくのかということを伺いたい

と思います。

○新藤国務大臣 今お話をありましたが、とにかく、スマートの普及等によつて、トラフィックが年間二倍で増加しているということであります。こ

れを、周波数を効率的に利用する技術、圧縮や共用です。それから高い周波数への移行。こう

いったいろいろな技術開発を行いまして、研究を行ひ、周波数の再編成と追加の割り当てをしていくことがあります。

現在の六百メガヘルツ帯を、二〇二〇年までに四百メガヘルツ帯以上を新たに確保して、合計で二千メガヘルツ帯以上とするようにするということです。

具体的には、昨年一月のITUで標準化された第四世代移動通信システム用周波数、この三・四ギガヘルツ帯の割り当てを行うということでありまして、総務省としても、いろいろな研究開発をしながら有効利用に努めてまいりたい、このように考えておきます。

○奥野(総)委員 高い周波数帯を技術開発で使えるようにしていく、第四世代については三・四ギガ帯、これはほぼめどが立っているということかもしれません。あるいは、既存の周波数を移行させて再編していくということですね。

いずれにしても、コストはかかる。財源を考えていかなければいけない。免許期間を待つて再編することも可能でしょうが、それだと時間がかかりますから、前倒しにするためには引っ越しをさせなきやいけない、あるいは、高いところをどんどん使えるように技術開発をしていかなければいけないということで財源が要るというふうに思いますが。

それで、まず、今回の電波法の位置づけについても伺っておきたいんですが、百五十帯、四百帯を二百六十に移行していくところで、こうした大きな流れの中の一環だと思いますが、橋政務官に、恒例の一句を詠んでいただいて、その上でお答えいただきたいと思います。

○橋大臣政務官 では、一首詠ませていただけて、答弁させていただきたいと思います。

暦の上では立夏も過ぎまして、ホトトギスといふことで、ホトトギスの歌を詠ませていただきたいと思います。

朝霞たなびく野辺にあしひきの山ほどとぎす
いつか来鳴かる
ということで、答弁に入らせていただきます。(拍手ありがとうございます)

スマートフォン等の普及に伴う移動通信トラフィックの増加に対応する周波数の確保につきまして、今ほど新藤大臣から御答弁申し上げたところですが、この百五十メガヘルツ帯及び四百メガヘルツ帯につきましては、アナログ方式の防災行政無線、消防救急無線が今使用しているわけですが、列車無線、電気事業用無線など各種業務用の無線に有効に活用されている帶域でもあります。

こういった鉄道、電気事業といった部分におきまして、周波数の余裕がない中、チャンネルの増加等の高度化の要望があるわけでありまして、これに十分応えられない状況にある、このように認識しております。

よって、携帯電話用の周波数確保と同様に、この百五十メガヘルツ帯及び四百メガヘルツ帯の周波数の有効利用も必要であります。このためには、消防救急無線及び防災行政無線のデジタル化により、その帯域を確保していくこととするものであります。

○奥野(総)委員 大きな流れの一環ということもあると思いますが、この内容については後ほどまたゆっくりと伺います。

最初の話に戻りますけれども、やはり周波数の再編あるいは技術開発のために財源を確保しないかなければならない、また、透明性を確保しながら配分をしていかなければいけないということだと思います。あるいは、周波数を配分した者がきちんと有効利用していく、死滅することなく、最大限、周波数を有効利用していく、そういうような仕組みを考えていかなければならぬと思うんですね。

そのためには、オーネクションというのは一つのやり方じゃないかと思うんです。我が党が政権のときに、閣法でオーネクション法案というものを提出いたしました。このオーネクションというのは、ちょっとと通告していませんけれども、そういうお考えはあるんでしょうか。

○新藤國務大臣 それは、今具体的なテーブルを設定したり、そういうことまでは至つております。

これまで、メリット、デメリット、既に前政権が出しになられたわけですから、そのときの議論があります。こういったものを踏まえながら私たちも必要性について研究をしていきたい私はそう思っておりますが、具体的なスケジュールが今あるわけではありません。

この周波数オーネクション、メリット、デメリット、双方あると思います。一回だけ整理させていただきたいと思いますが、メリットといたしますては、落札した事業者が落札金回収のために一層の電波有効利用が期待される。そして、周波数割り当てにおける手続の透明性や迅速性の確保が期待できる。さらに、新規参入や市場競争の促進、こういったものが図られるというメリットがあると思います。

しかし一方で、デメリットといたしまして、高額な落札額の支払いによって、その後の事業への支障のおそれ、また、そういった事例もあると私も承知しております。さらに、資金力のある事業者が大部分の周波数を落札する、このことによる公正競争上の問題がある。さらには、安全保障上の問題も出てこないではない、こういう危惧があります。

まず、その中身について伺いたいのですが、それでも、オーネクションのメリット、そして、民主党、みんなの党案の概要について伺いたいと思います。

○原口議員 お答えいたします。

電波は国民共有の財産です。そして、トラブルが大変混んでいると今御答弁がありましたが、たれども、級数的に、日本全体では一年間に二倍ということですが、都市部においては三倍です。電波の再編だけでは、これを有効利用するということはできない、私たちはそう認識しています。

そこで、市場でできることは市場に任す。免許は行政庁の処分として与えられるものであつて、オーネクションは、その免許等の申請を行なうことができる者を選定する方法です。競落人は、競落金を含めた投資を回収するために、これまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うものと考えられております。OECOD先進国でも、このオーネクションを入れていないところは少数であります。

このように、オーケーション導入目的は、民間の創意工夫、市場によつて電波を最大限有効に活用し、情報通信のさらなる革新と利活用を促進するというものでございます。

なお、需要が高い周波数帯の免許の与え方としては、比較審査による競願処理というのもありますけれども、先ほど大臣が答弁されたように、多数の者が競願する場合には、オーケーションは、比較審査方式に比べて、行政手続の透明性、そして公正性及び迅速性の点でまさつていると考え、このような法案を提出したものでございます。

ぜひ御賛同、御理解をお願いしたいと思います。

○奥野(総)委員 民主党政権時代の閣法とは若干の違いがあると思っておりますけれども、そのあたりを中心に、今回の法案の概要について御説明いただけます。おはようございます。奥野委員にお答えをいたします。

今、原口委員が申し上げましたように、また大臣が答弁されたように、トライフィックが大変逼迫をしているということで、平成十九年から二十九年の十年間で二百二十倍になるということ既に情報通信審議会作業班は算出をしております。また、OECD参加三十四カ国中二十七カ国でオーケーション制度が導入されておりまして、実施されているのがうち一十四カ国ということござります。

昨年の政府案との違いでございますが、以下の異なる点がございます。

対象免許の範囲については、政府案では、携帯電話基地局に限定しておりましたが、本法案では、放送を除き全ての無線局を対象としております。対象を幅広にいたしました。

オーケーション実施の時期については、政府案では、あらかじめ審査を行つた上で適当と認められた者のみがオーケーションに参加する方式としておりましたが、これでは審査の段階で参加者が絞られます。対象を幅広にしよ

うということで、本法案では、既存事業者に限らず新規事業者、チャレンジャーにも広く門戸を開くため、免許申請前、開設計画の提出前に実施するものとしております。

また、オーケーションの方法については、政府案は、入札と競りの二つの方法を採用しておりますけれども、先ほど大臣が答弁されたように、多くの者が競願する場合には、オーケーションは、比較審査方式に比べて、行政手続の透明性、そして公正性及び迅速性の点でまさつていると考え、このような法案を提出したものでございます。

このように、需要が高い周波数帯の免許の与え方としては、比較審査による競願処理というのもありますけれども、先ほど大臣が答弁されたように、多数の者が競願する場合には、オーケーションは、比較審査方式に比べて、行政手続の透明性、そして公正性及び迅速性の点でまさつていると考え、このような法案を提出したものでございます。

ぜひ御賛同、御理解をお願いしたいと思います。

○奥野(総)委員 民主党政権時代の閣法とは若干の違いがあると思っておりますけれども、そのあたりを中心に、今回の法案の概要について御説明いただけます。おはようございます。奥野委員にお答えをいたします。

今、原口委員が申し上げましたように、また大臣が答弁されたように、トライフィックが大変逼迫をしているということで、平成十九年から二十九年の十年間で二百二十倍になるということ既に情報通信審議会作業班は算出をしております。また、OECD参加三十四カ国中二十七カ国でオーケーション制度が導入されておりまして、実施されているのがうち一十四カ国ということござります。

昨年の政府案との違いでございますが、以下の異なる点がございます。

対象免許の範囲については、政府案では、携帯電話基地局に限定しておりましたが、本法案では、放送を除き全ての無線局を対象としております。対象を幅広にいたしました。

オーケーション実施の時期については、政府案では、あらかじめ審査を行つた上で適当と認められた者のみがオーケーションに参加する方式としておりましたが、これでは審査の段階で参加者が絞られます。対象を幅広にしよ

うといふことで、本法案では、既存事業者に限らず新規事業者、チャレンジャーにも広く門戸を開くため、免許申請前、開設計画の提出前に実施するものとしております。

また、オーケーションの方法については、政府案は、入札と競りの二つの方法を採用しておりますけれども、先ほど大臣の方からある問題点、メリットは僕はあるのとおりだと思います。透明性が確保されることがかかるだけありますから、きちんと投資を回収しようとして有効に電波が使われていることですね。透明性、それから資源の有効利用において非常にすぐれた仕組みだというのが明らかだと思いますけれども、一方でさまざまなものがあることがまた事実であります。そのための考え方のものと、その用途を制限しております。落札金の用途については、政府案では、一定の目的に優先的に充てるとしておりましたが、本法案では、競落金は国民全體に還元されるのが基本であるとの考え方のものと、その用途を制限しております。

免許等の有効期間につきましては、政府案では、開設計画の認定の有効期間を延長するとしておりましたが、本法案では、無線局の免許の有効期間を延長することとしております。初期投資が回収されるということを考えまして、その期間は、外國の例が十年から三十年となつていています。また、政府案では、オーケーションで落札した者も電波利用料を支払うものとされておりました。これが、これはイギリスに倣つたところであります。が、本法案では、競落金は電波利用料と同様の性質を有することから、最初の免許期間については電波利用料の支払いを免除することとしております。

また、政府案では、オーケーションで落札した者も電波利用料を支払うものとされておりました。が、これはイギリスに倣つたところであります。が、本法案では、競落金は電波利用料と同様の性質を有することから、最初の免許期間については電波利用料の支払いを免除することとしております。

政府案では、無線局の免許権者は総務大臣であります。以上でございます。

○奥野(総)委員 放送を除きながらも対象を非常に広くしたということ、それから電波利用料の性質も経済的価値というふうに改めたということです。そこはやはり市場に任せることの基本的な考え方です。

ただ一方で、御指摘のとおり、欧米の一部では、一九九四年から二〇〇〇年までの、特に3

やり、その結果、電波が市場を通じて有効利用されていく、そういう発想でできている法案だと思います。先ほど大臣の方からある問題点、メリットは僕はあるのとおりだと思います。透明性が確保されるということでありますし、競落者、落札者はコストがかかっているわけですから、きちんと投資を回収しようとして有効に電波が使われていくことですね。透明性、それから資源の有効利用において非常にすぐれた仕組みだというのが明らかだと思いますけれども、一方でさまざまなものがあることがまた事実であります。そのための考え方のものと、その用途を制限をしています。落札金の用途については、政府案では、一定の目的に優先的に充てるとしておりましたが、本法案では、競落金は国民全體に還元されるのが基本であるとの考え方のものと、その用途を制限をしておりません。

免許等の有効期間につきましては、政府案では、開設計画の認定の有効期間を延長するとしておりましたが、本法案では、無線局の免許の有効期間を延長することとしております。初期投資が回収されるということを考えまして、その期間は、外國の例が十年から三十年となつていています。また、政府案では、オーケーションで落札した者も電波利用料を支払うものとされておりました。が、これはイギリスに倣つたところであります。が、本法案では、競落金は電波利用料と同様の性質を有することから、最初の免許期間については電波利用料の支払いを免除することとしております。

また、政府案では、オーケーションで落札した者も電波利用料を支払うものとされておりました。が、これはイギリスに倣つたところであります。が、本法案では、競落金は電波利用料と同様の性質を有することから、最初の免許期間については電波利用料の支払いを免除することとしております。

政府案では、無線局の免許権者は総務大臣であります。以上でございます。

○奥野(総)委員 放送を除きながらも対象を非常に広くしたということ、それから電波利用料の性質も経済的価値というふうに改めたということです。そこはやはり市場に任せることの基本的な考え方です。

ただ一方で、御指摘のとおり、欧米の一部では、一九九四年から二〇〇〇年までの、特に3

G、第三世代電話のオーケーションが行われた際に高騰化が問題になつたことがございました。しかし、そういう問題は全体から見ればごくごく一部であつて、これらの国も制度を改善、工夫しながら、オーケーション制度をやめた国はないというふうに承知しています。

特にこの法案では、比較的先行投資が少ない免許申請前、開設計画の提出前の段階でオーケーションを実施するということにしております。だからもう投資は回収できませんよといったことについては、事前にこの法案の中で整備をしていくわけです。こういったことで、参加者の負担を減らすとともに、高騰化を防ぐことができると思えています。

特にこの法案では、比較的先行投資が少ない免許申請前、開設計画の提出前の段階でオーケーションを実施するということにしております。だからもう投資は回収できませんよといったことについては、事前にこの法案の中で整備をしていくわけです。こういったことで、参加者の負担を減らすとともに、高騰化を防ぐことができると思えています。

外資の買い占めに對して、どのような対応がなされているのでありますか。提案者、お願ひします。

○武正議員 お答えいたします。

総務大臣は安全保障上というような答弁をされおられましたが、今はその外資ということを中心にお答えさせていただきたいと思います。

総務大臣がオーネクションを実施するかどうかを判断する際にます公益上の必要性を勘案しなければならないということありますので、電波主権が侵害されるおそれがあつたり、あるいは公益上不適当と判断した場合にはオーネクションは実施されないこととなります。また、オーネクションの競落人が、電波法上の欠格事由、一定の外國法人等に該当する場合であれば、その者に無線局の免許が与えられるることはありません。

ところで、現行電波法上、電気通信業務用の無線局は外資規制の対象外とされておりません。これは、我が国がWTO、世界貿易機関において、NTTに対する出資制限等を除き外資開放を約束しているためであります。ただし、WTO上の約束も加盟国が公の秩序維持等のために必要な措置を講ずることを妨げるものではありません。このため、外國為替及び外國貿易法、外為法において、情報通信業において対内直接投資等を行おうとする者には事前届け出義務を課し、国が審査を行うことを可能としております。

このように、我が国における電気通信業務用の無線局に係る外資の扱いは、WTOでの約束を踏まえた上で、外資規制に係る一般法である外為法により適切に行われることとされておりますので、周波数オーネクションを導入するに当たり、特段の措置を講ずる必要はないと考えられます。もつとも、今後何らかの問題が生じるような場合には、迅速かつ適切に対応することが適當であると考えております。

○奥野(総)委員 外資もそうなんですが、結局、資金力のあるところに電波が買い占められて、國內でもそうですけれども、集中的に買い占められ

てしまうというようなことが起こるのじゃないかという懸念もありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○原口議員 ゼひ分けて皆さんに議論いただきた

いのは、電波だけがそうではないということです。いわゆる独占禁止法というものがあります。この電波オーネクションに付随する問題ではないといふふうに思いますし、先ほど武正委員が答えましたように、この問題も、設置後は通信・放送委員会、これは私たちあわせて法案を出していまますけれども、総務大臣がオーネクションを実施するかどうかを判断する際には公益上の必要性を勘案しなければならないため、資金力の豊富な特定の者に周波数の割り当てが集中してしまうことによって

サービス事業者の独占、寡占化が進むおそれがあり、公益上不適当と総務大臣が判断した場合にはオーネクションは実施されません。新しい委員会ができれば、その通信・放送委員会がこれはだめだと言えば実施されないわけですが、これが問題なのではないかというふうに考えていま

す。

一方、通信といえども、私たちは、この後、放送についてもオーネクションについての検討もしていきますけれども、やはり言論の自由にかかわると市場の原理と全く別のところでやっていることの冒頭私が、最初に、役所に入ったときに、電波利用料を手がけさせていただいたという話をしますけれども、当時から既にオーネクションの話があつて、ニュージーランドか何か、たしか二十一年、二年、四年前ですかね。それはいろいろ問題があつたんすけれども、そういうのを克服して、諸外国で今三十四カ国中七カ国ですか行われているということ。それは、メリットの方がデメリットより大きいということになります。

○武正議員 先ほど触れましたように、OECD諸国においては、三十四カ国中二十七カ国で制度が導入されて、二十四カ国で実施されている。OECD諸国以外では、インド、ブラジル、シンガポール、台湾などで実施されているということであります。

また、先ほど奥野委員が申されましたように、例えば、セカンド・プライシング・オーネクション

オーネクションによつて競落人が取得するのは、特定の無線局の免許を申請することができる排他的地位であります。競落人は、この地位を取得した後、通常の無線局の免許手続により、免許の申請、工事設計が技術基準に適合することなどの審査、予備免許の付与、無線設備の検査等の手続を経なければ免許を取得することができます。こ

ともさまざま検討され、このオーネクションは前に進んでいる、あるいは深まっている、深化をしています。

○奥野(総)委員 我が国は、電気通信の自由化は非常に世界に先駆けて進んで、競争も進んで、専門的に安いコストで大容量の通信が使える世界に冠たる通信大国だと思いますが、事周波数の配分やオーネクション等については少し後塵を拝しているんじゃないかな。私が最初に聞いたのがもう二十三年、四年前の話ですから、それから進んでいないんですね。ですから、ぜひこれは前向きに考えていただきたいんです。

もう一つ、放送について。民主党案、みんなの党案は除いてありますけれども、諸外国なんかも結構放送を除いている例が多いと聞いています。が、その理由について伺いたいと思います。

○武正議員 昨年、政府案が閣議決定をしておりまして、その前に民主党が平成十五年、十六年と今回と同じような議員立法を提出し、本委員会で審議に付されたわけでございます。

平成十五年五月八日、私も提出者として、やはり放送については、当時、議員立法では放送は除いておりませんでしたが、答弁の中で、公共性が高いゆえに放送は除外できる旨の答弁をいたしております。

対象免許の範囲について、政府案では、携帯電話基地局に限定しておりましたが、本法案では、全ての無線局対象、ただし、放送を除くというふうにいたしました。

これは、まず、今般、東日本大震災においても、被災地の各局を初めとする民放事業者が、取材及び情報収集を統一、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者、国民への情報提供に努めたように、先ほど触れました放送の公共性、社会

とか、その高騰を防ぐ仕組みとか、あるいは、これはイギリスで始まっていますし、日本でもそいつた提案がこの第四世代携帯電話について民間の皆さんからもありますが、VCGメカニズムというような形でのそうした高騰を抑えるようなね。

○奥野(総)委員 我が国は、電気通信の自由化は非常に世界に先駆けて進んで、競争も進んで、専門的に安いコストで大容量の通信が使える世界に冠たる通信大国だと思いますが、事周波数の配分やオーネクション等については少し後塵を拝しているんじゃないかな。私が最初に聞いたのがもう二十三年、四年前の話ですから、それから進んでいないんですね。ですから、ぜひこれは前向きに考えていただきたいんです。

もう一つ、放送について。民主党案、みんなの党案は除いてありますけれども、諸外国なんかも結構放送を除いている例が多いと聞いています。が、その理由について伺いたいと思います。

○武正議員 昨年、政府案が閣議決定をしておりまして、その前に民主党が平成十五年、十六年と今回同じような議員立法を提出し、本委員会で審議に付されたわけでございます。

平成十五年五月八日、私も提出者として、やはり放送については、当時、議員立法では放送は除いておりませんでしたが、答弁の中で、公共性が高いゆえに放送は除外できる旨の答弁をいたしております。

対象免許の範囲について、政府案では、携帯電話基地局に限定しておりましたが、本法案では、全ての無線局対象、ただし、放送を除くというふうにいたしました。

これは、まず、今般、東日本大震災においても、被災地の各局を初めとする民放事業者が、取材及び情報収集を統一、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者、国民への情報提供に努めたように、先ほど触れました放送の公共性、社会

的役割、こういったものをやはり踏まえた上、また、放送の安定性、継続性等の観点から、今回はその対象から除いたところであります。ただし、諸外国の例を見てみると、一部の放送を対象としてオークションを実施した事例がアメリカやイギリスではあります。こうした海外の動向等も踏まえつつ、本法案が成立し、周波数オークションが導入された暁には、その実施の状況も鑑みながら、放送を対象とするか引き続き検討していきたいと考えております。

まだ日本ではオークション制度を導入していくわけなので、まず導入してみる、そこからスタートということになりますので、まずそうした観点から、今回は幅広く対象を広げ、ただし、放送は除くという形にさせていただきました。

○奥野(総)委員 さまざまなものメリットについて今反論をしていただきましたけれども、繰り返しになりますが、諸外国もやっているということです、日本もここはおくれをとらないで前向きに検討していただきたいと私は思います、これを導入することでさまざまな経済的なメリットもあると思うんですね。まさに三本の矢、三本目、規制改革と言っていますが、これがやはり日本の再生の鍵だと思います。このオークションはその大きな柱の一つになると私は思っているんですが、提案者、いかがですか。

○原口議員 私も全く同感です。

アベノミクスを議論しているとき、一本目、二本目の矢、これの一番肝は三本目だうと思っています。三本目の矢は規制改革であります。この規制改革による成長なくしてアベノミクスも成功しないのではないかと前回も総理と御議論させていただきました。やはり電波というところは、特定の人たちのものではなくて、国民全体の財産である。その中で、周波数の移行、再編を促進して最大限に有効活用するということは、情報通信のさらなる革新と利活用を進めることができる。そして、ぜひやはり危機感を共有させていただ

きたいんです。級数的に上がっているトラフィック、このトラフィックは私たちの安全そのものを使っているんだということを考えても、やはり社会の安定、経済の安定のためにこのオークションはぜひ早急に入れなければなりません。現行の比較審査方式に比べて手続の透明性、公正性、迅速性が確保されるだけじゃなくて、新しい新規参入者、チャレンジャーの増加や、市場競争の促進によって日本経済の活性化や国際競争力の強化につながる。まさに既存のものとの戦い、ここがオークションであるというふうに考えています。ダイナミックな日本をつくつていける、そういう基盤だと思います。

○奥野(総)委員 ダイナミックな日本という言葉もございました。

そこで、原口大臣のときに情報通信省構想といふのがたしかありました。今のこの法案では通信・放送委員会方式でありまして、さまざまの規制の方式があります。イギリスのOFCOMは規制だけやっている。 FCCはもう少しあらゆる権限を持つて規制も振興もやっている、非常に強大な権限を持っている FCC方式。そして、たしかカナダとかそうだったと思いませんけれども、著作権とか文化面も含めて情報通信省という形で所管している、そういう国もございます。

それぞれ一長一短あると思うんですけども、

○原口議員 今、放送と通信の融合が進んでいますが、放送は公正性、中立性、そして通信は通信の秘密といいますか、それが一番大事なことだと思っています。

しかし、これが融合が進む中で、今お話しになりましたように、通信・放送のさまざまな基礎的な部分を担保することは民主主義の基本であり、言論や表現の自由をしっかりと守っていく基礎だ

ことがあります。そこにはやはり著作権法の整理がきっちり行われていることが前提になっていまますけれども、少なくとも、総務省の今の枠を超えて、新しいこういうものを検討していただければありがたいというふうに思っています。おいて、私は、そこまで見越した総合的な所管する組織ということを創設する必要があるのではないかということで、当時、構想を出させていただきました。国会の御議論にお任せするわけでありますけれども、少なくとも、総務省の今の枠を超えて、新しいこういうものを検討していただければありがたいというふうに思っています。

○奥野(総)委員 御答弁ありがとうございます。オーケーションの話はそろそろ終わりにしたいのと、最後に一点だけ大臣に伺いたいんです。百メガ帯の周波数分配、我が党の中でも政権当時のオーケーションを入れるべきだと、いう話があつたんですが、結局、民主党政権の判断としても、七百メガは比較審査方式でということになつたんですね。しかし、ふたをあけたら、ソフトバンクがイー・アクセスを買収して、結局、資金力のあるところが周波数を手に入れてしまつたということが起つたわけであります。

こうしたことが起こるのであれば、こういう事

業用の周波数帯域についてはむしろオーケーションを解禁すべきではないかと思うんですが、大臣いかがでしょうか。

○新藤國務大臣 いろいろな委員と提案者とのやりとりを聞いて、とてもいい議論だと思うんです。やはり頭をやわらかくして、いろいろな可能性を研究していくことが大事だと思います。

そこで、お尋ねの各国の方々ですけれども、米

国の FCC、これは通信と放送の両方について振興も規制もいずれも行う組織です。イギリスのOFCOM、これは通信庁ですけれども、通信と放送の両方について規制のみを行う組織でござります。今回提出している法案によつて設置される通信・放送委員会もこれと同様の方式であります。私は、政権のときに、情報通信省という構想を出させていただきました。それは、例えば韓国のテレビは、もう即座に、放送、即二次利用ということができます。そこにはやはり著作権法の整理がきっちり行われていることが前提になつています。情報通信の価値がさらなる価値を生む現代において、私は、そこまで見越した総合的な所管する組織ということを創設する必要があるのではないか、これがゼロ、一〇〇ではないので、研究はしていくべきだというふうに思っています。いろいろな情報は私も入れていきたい、このように思つているわけであります。

今の問題は、本年の一月にソフトバンクがしかしこれは、御案内のように、株式取得を制限する規定があるわけではありませんから、買収が問題になつてゐるということではありません。ただ、実態上、この七百と九百とそれぞれの割り振りというか枠組みを決めたのに、それをじつてしまふようなことがあります。これは問題でありますから、そういうところは我々もきちんと指導監督をしていく、このように思つてゐるわけであります。

そして、今御指摘もありましたが、あの時点においては、この電波法の改正のときに、御党も含める全党一致で、附帯決議において、周波数の競売については慎重に行おうではないか、こういうことになつた、それに尽くるんではないかと思ひます。ですから、問題の出ないようになつかりと運用を我々も見ながら管理をしていきたい、このようにと考えています。

○奥野(総)委員 あの案件については、我々もやらされたという感じでございまして、やはり時代が大分進んできて制度が追いつかなくなつていて、いうことなんですね。いろいろな理由があつて、オーケーションがなかなか進みませんけれども、ぜひ前向きに考えていただければと思います。

そして、ようやく、これから今回の電波法の改

順序はちょっと変わりますが、まず、この補助金については、何年間の事業として、補助総額幾らというふうになっているんでしょうか。済みません、順序があれしまして。

○橋大臣政務官 今回の施策につきましては、財政力の弱い等によりまして自力でデジタル化整備が困難な市町村においても、円滑に無線設備のデジタル化が行えるようにしようとするものであります。

そこで、消防救急無線の方の、ここまでデジタル化していこうという目標年次が今二十八年度と

いうことでありますて、その平成二十八年度までの四年間に於いて国が一層の財政支援を行つていこうとするものであります。

なお、これに該当する市町村数については約百市町村と推計しておりますて、その場合の補助金の額については、これから二十八年度までの間で二百五十五億円というふうに考へているところでございます。

○奥野(総)委員 三年間ということがありますけれども、その前提として、消防救急については二

十八年度中、二十八年の五月でしたかにデジタル化を達成する、こういうことが前提になつてゐるかと思ひます、これは目標どおり、大臣、達成できるんでしようか。

○新藤國務大臣 まず、今回の法案の骨子でござりますから御説明をしておきたいと思いますが、

消防と救急無線のデジタル化によって、まず通信の秘匿性の向上、それから静止画、準動画、こういったものが現場において消防救急無線によつて取り扱いができることになる。ですから、消防救急活動が高度化するという意味において、これは非常に重要なだと思つています。

それから、チャンネル数が増加しますので、複数事案への対処ですか通信機能の強化といふこと

で広域の通信確保が可能という意味において、やはり災害時に非常に活用が見込まれるのではないかと期待をしているわけなのであります。

そして、そういう通信基盤の強化が必要だ、こ

ういうことを背景としたしまして、この消防救急無線のデジタル化、これは平成二十八年五月までに実現すべくということで計画を立てました。各消防本部を対象に実施しているわけであります。それが整備計画をつくっていただいておりますが、その中で、移行期限である平成二十八年五月三十一日までに全ての団体が整備を終了する予定、こういう計画をつくったり、それに準備していただいているということです。

それから、私どもいたしましては、技術的な面も含めまして、消防本部に対して個別の相談やアドバイスを受けられるような、また与えられる

ような、そういう対応をしていきたい、実務面においてもしっかりととした支援をしていきたい、こ

のようと考えています。

○奥野(総)委員 準動画がどのぐらい役に立つか

というのは、我が党の中でも議論はあったのです

が、チャンネル数がふえるとか、あとデジタル化で混信とか妨害を受けにくくというようなメリッ

トもあるんですね。だから、消防救急についてデジタル化を前倒しでやっていくというのは、私は

一定の意義があろうかと思ひますので、政府の方針として決めている以上、これについてははしつか

きたいと思うところであります。

一方で、防災行政無線について、いつまでに一

〇〇%デジタル化するという目標があるんでしょ

うかという話と、防災行政無線のデジタル化のメ

リットというのがいまいち私はびんとこなくて、

これを聞いてみると、同時放送、普通の音声で

トというのは、どのようなものがあるんでしよう

か。この二点、一緒に伺いたいと思います。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

防災行政無線の周波数の使用期限は設定され

いるのかという一点目の質問でございますが、ア

ナログ方式で使用している防災行政無線用の周波

数の移行期限については、市町村の財政力の制約

等によりまして、デジタル化の整備計画の策定等に至らない場合も見受けられることから、現時点では定めておりません。

しかし一方で、防災行政無線を含みます業務用ですが、業務用移動通信全体の電波の有効利用方策や需要動向につきまして、情報通信審議会で御審議いただいているところでございまして、この審議状況や市町村における移行計画を十分に把握した上で、移行期限を検討していくたい、こういうふうに考えております。

それから、もう一つのお尋ねですが、防災行政無線のデジタル化のメリットは、情報の伝送効率の向上ということで、デジタル方式、二百六十メガヘルツ帯は、百五十メガヘルツ帯のアナログ方式と比べまして伝送効率が約三倍、それから、四百メガヘルツ帯になりますと約二倍といふことでござりますとか、デジタル化であった周波数を新たな電波利用用途へ割り当てることが可能になる。それから、防災活動におきまして、他人に傍受されにくくなることとか、あるいはデータ伝送の利用が可能になるというようなことで、災害時等における適切な対応が可能になるといったようなことでございます。

以上でございます。

○奥野(総)委員 列車とか業務用は、妨害があつちゃいかぬとか情報伝送量がふえるというのは、ぴんとこなくはないんですけど、自治体によつては、防災行政無線を整備していない自治体もあるわけですね。だから、必ずしもそれがデジタル化した形で必要かということについては、今の説明聞いてもなかなか納得がいきません。

消防救急について急いでやるというのはわかるとして、防災行政について、今回、三年間、移行促進ということで電波利用料を出すわけですが、それでも、防災行政無線については、これを補助してまで促進する意義があるのか、今の説明を聞く限りは納得できかねるんです。

では、例えば百五十、四百メガから三百六十に持ってきたことで空き地ができますよね。これは何に使うかというのには決まっているんでしょうか。

○橋大臣政務官 アナログ方式の消防救急無線、防災行政無線が使用している周波数帯をデジタル化することによりまして、百五十メガヘルツ帯及び四百メガヘルツ帯の合計で約三・四メガヘルツが空き地になりますて、ほかの用途に割り当て可能なとなるわけであります。

これらの跡地利用を含めた、そして冒頭、ちよつとお答えも申し上げましたが、鉄道用、電力用などの業務用移動通信、こういったところでニーズがあるわけですが、こういった全体の電波の有効利用方策あるいは需要動向につきましては、五月十七日に「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」ということで諮問をしているところで、現在御審議をいただいているところでは、五月十七日に「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」ということで諮問をしていきたい、このようにスケジュールとして考えてございます。この審議状況を踏まえまして、あえてございます。

○奥野(総)委員 これは自治体側から見て、このデジタル化というのは必要なんでしょうか。こうした助成は必要なんでしょうか。それについて伺いたいと思いますが、通告と違うかな。

○新藤國務大臣 これがオーバースペックになるかという御懸念があるのかもしれません、先ほど委員もお話ししされましたように、防災行政無線、まだきちんととしたものが入つてないところもあるわけですね。これは私は本当にいかがなもあるわけですね。だから、必ずしもそれがデジタル化した形で必要かということについては、今の説明にはいかないと思います。ですから、ますきちんと防災行政無線を入れてくださいと。

そして、その上で、やはり将来のことを考えれば、デジタル化、いろいろな利用が可能になります。それから、あいた部分をほかのものに使うことができるようになるわけがあります。特に、列

車無線ですか電気事業用の無線、こういった業務用の無線の割り当ても併存していますから、こういったところにさらなる使い勝手が出てくるんじゃないかな、このような期待を思うと、これは方向性としては進めていくべきであって、これが自治体の負担にならないような、いろいろな支援策も考えながら進めていきたい、このように考えています。

○奥野(総)委員 今のお尋ねを伺いますと、とりあえず三年間で消防救急は終わる、防災行政は、これから跡地利用も含め、あるいは具体的な期限も含め考えていくことになりますと、いずれにしても、移行を促進していくことは必要だと。そうすると、これは二十八年度までの三年間の事業というふうに伺いましたけれども、今の話を聞くと、二十九年度以降も利用料を使っての移行促進を進めるということに多分ロジックとしてはあるんだろうというふうに理解をいたします。

そもそも論なんですが、こういう引っ越しに電波利用料を使うことについて、ちょっと伺いたいんです。

電波利用料というのができたときに、電波利用共益費だ、こういう説明になつていまして、共益費というのは何かと云うと、マンションの共益費と一緒にで、みんなが共同で負担すべきところを払つていましよう。それは、例えば無線局免許システム、これは、みんなが無線局免許を得るときにそのシステムも使うから、そのシステムの維持管理費に使いましょう、あるいは周波数の、電波監視、監理、こういったところに使っていこうということで、共益費という法的な性格がたしか与えられていると思うんです。

では、共益費といったときに、この引っ越し費用、移行費用というのは、共益費の使い道として果たしていいのか。みんなが利益を得るから、それについてお金を払う、だから共益費なんですか

入る人、後からあいだ周波数に入る人が利益を受けるわけであります。

だから、後から入る人からコストを徴収すればいいんじゃないか。実際、そういう考え方で仕組みを入れておられる部分もありますけれども、今回、電波利用料を使ってこうした周波数の移行に補助をする理由、後から入ってくる人に受益者負担してもらえばいいんじゃないですかということについてはどうでしょうか。

○橋大臣政務官 まず、今回の考え方ですけれども、全体に電波の逼迫が著しいことに鑑みれば、より電波の利用効率の高いデジタル方式の導入と、いうのは、有限、希少な電波資源の効率的な活用を促進し、周波数のさらなる逼迫の回避や、空き周波数の確保を通じまして、いわば無線局全体への受益につながるものだと考えております。確かに、動く方、引っ越していく方があるのですが、そのことによって、電波の利用全体が受益をしていく、こういう考え方によるものであります。

そこで、本施策につきましては電波利用料財源により措置するという考え方方に立っているわけであります。

なお、消防救急無線については電波利用料の全額が免除されており、防災行政無線については電波利用料が二分の一に減額されているところでありますけれども、これはまた、これらの無線局が自然現象や火事等の被害から国民を保護するという高度の公共性を有するということを考慮して、この電波利用料については免除あるいは半額ということになつておるわけでありまして、基本的に本来は払うもので、そして、これを全体の受益につながる形で使っていこう、こういう趣旨でござります。

○奥野(続)委員 何となくわかつたようなわからぬような話で、みんなが利益を得ているんだ、電波の有効利用につながるんだから全員が利益を得ているんだというんですが、何となくびんとこないですね。

それから、今後の後段の話は、私は質問通告はしましたが、今聞いていなかった話ですが、共益費用だというんだつたら減免をしちゃおかしいんじゃないですか。みんなで共通で受益を受けている分をみんなで負担しているわけだから、その共益費用を、公共性とかに応じて減免していくのはおかしいんじゃないですか、こういう議論であります。

ちょっと先走って、ごめんなさい、時間がなくなつてきただので順序不同になりますが。

例えば、この間新聞にスマートメーターレの電波利用料の減免というのが記事に出ていて、これは聞いても検討中だという答えになるんでしようけれども、共益費用である以上、受益を受けているわけですから、それを払わなくていいというふうにする理屈はないと思うんですね。

例えば、経済的価値に着目している、税制だというふうに言えども、政策的な減免というのがぴんとくるんですけれども、共益費用だ、みんなで負担すべきものだと。マンションの共益費用を、では、うちには払わなくていいということになるか、ならないですよね、みんなで払なきゃいけないものなんですから。

だから、そういう減免を入れること自体が、そもそも電波利用料の性格が変わってきてるんじゃないですか、一つのあかしだというふうに私は思います。

ちょっとと番号が入り繰りしていますけれども、さつきの話に戻ります。

みんなが利益を受けているから利用料だという説明はぴんとこない。現に電波法の中にも、この間の七百、九百のときでしたか、終了促進措置ですか、疑似オークション制度、要するに、入札ですね、後から入ってくる人が一定の金額を提示して免許をもらう。そのお金引き取る人に渡す。こういう仕組みがたしか電波法に入っていると思うんですね。電波法自体もそういう考え方を一部取り入れているわけあります。

今回、この終了促進措置を使えないのかという

○橋大臣政務官 今ほど奥野委員からお話をありましたが、終了促進措置につきましては、これは、既存システムが使用している周波数帯を携帯電話事業者等特定の方のみに使用させることを目的として、当該既存システムの早期の周波数移行を可能とするために、携帯電話事業者が移行に要する費用を負担していただく、こういう形のものであります。

今回の消防救急無線システムのデジタル化への移行につきましては、既存システムのデジタル化を円滑に行いながら、移行後の跡地の周波数の利用については、電波利用者、さまざまな利用者の全体の受益に資するよう割り当てをしていくということになつてまいります。

終了促進措置の場合は、相手方が特定の者という形で移行していくわけですねけれども、今回の場合は、ここが、これからいろいろ議論をして、いろいろな方に移行するということはあり得べしということでありまして、そこで、特定の者のみに使用させることを前提とする終了促進措置を適用することはできないと考えております。

このため、終了促進措置ではなくて、電波利用料財源により今回措置をするということで御提案申し上げているものであります。

○奥野(総委員) おっしゃっていることはそのとおりだと思いますが、さつきの話に戻りますけれども、消防救急は二十八年度までに急いでやらなければいけない、それはそうだ。だから、こういう形で助成するというのは、電波利用料がいいかどうかは別として、あり得るでしょう。

一方で、防災行政無線については、期限も決まっていませんし、跡地の利用も決まっていない方はあると思うんですね。どうも、利用料の使途拡大のために、防災行政無線、余りそんなに急いでやらなくていいものを無理やりやつていると

いうような印象を私は受けます。

その上で、ちょっと時間がなくなつてきました
うことあります。

用料の歳出の見通しですね。地デジ化に伴って、国庫債務負担行為、全部で二千三百億と伺っていますが、負担をしていくこと。二十六年度以降、三十年度までに支払うところのとき聞いていますが、この五年間で電波利用料を地デジ化のために幾ら使うことになつていいんでしょうか。

○**奥野(総)委員** ジ関連事業で使いましたお金は、累計で二千三百六十億円でございますが、毎年度の予算額の平準化を図ろうということで国庫債務負担行為で対応してまいりました。

これまでに支出した金額は、合計で約千五百三十億円でございまして、二十六年度以降支払う予定になつております金額は、この残額に相当する約八百五十億円ということです。

すというふうに伺っていますが、でこぼこはあるにしても単純に割ると大体百五、六十億、多くて三百億なんでしょう。

古方きん

い電波利用料を使ってるんですね。だから、この五年間でも、地デジ化という意味では、毎年大体百五十億ぐらい減る。逆に言えば、余分が出てるわけです。三十年度を過ぎると、地デジ化のお金がなくなる予定ですから、丸々三百億が浮いてしまうということなんですね。

○新藤國務大臣 理論的にはそのとおりだと思います。必要な支出額に応じて共益費という形で電波利用料を設定しているわけですから、三年に一

度の見直しの中でそういういた議論をしていくとい

うことであります。平成三十年の時点において、地デジにかわる、そのほかの何か対策費用があるかどうか、それは、私はそれなりのものがあると思つておりますが、いずれにしても、その時点において検討がなされていくことだと思いますし、いろいろな方々からも御意見を頂戴しながら、実際のところは、必要な電波利用料の料額は手続きをとつて進めていこうということであります。

げるべきだという話になります。それを下げたくないという話になると、役所の悪いところで、無理やり何かお金の使い道をなんという話が出てくるような気がするんですね。だから、きょうの防災行政無線がそうだとまでは言いませんが、ただ、どうしても甘くなる。支出をふやす方向に働くような気がします。

であるならば、いつそ経済的価値に着目したものだと電波利用料の性格を変えたらどうかと思うんですね。現に、そういう形で、前回の改正のときには、経済的価値に配慮するという形で、算定方式に少し変更が加わってきてるわけでありま

そもそも、これは何で共益費用になつたかといふと、つづったときに、最初は経済的価値に着目して電波利用料をつくろうとしたんですが、免許税には登録免許税がかかるつていて、登録免許税の切り分けができなかつたんです。登録免許税は、まさに電波の持つてゐる担税力に着目してかかつたんです。それで経済的価値に着目する電波利用料とどう違うですかと、ということで切り分けができるなかつたんです。苦肉の策で、共益費用だ、マンションの共益費用と一緒に、みんなで必要な経費を負担するんだ、こういう議論になつて今に至つてゐるわけです。

しかし、だんだん使い道が広がってきて、変質発してきているわけですね。では、周波数の技術開発は共益費用か、あるいは、今言ったように、

引っ越し費用は共益費用かなどと、どうも怪し

いんです。では、どうするか。もちろん、最初に言つたように、周波数の開発にお金をつき込むべきだと思うし、移行促進のためには費用がかかるわけです。であれば、利用料の仕組みそのものを変え、これは経済的価値に着目したものだというふうに説明を変えるべき時期に来ているんじゃないのか、できて二十年たつてゐるわけですから。登録免許税との切り分けなんというのは別に大した話じゃなくて、財務省と話をして、登録免許税をや

○武正議員 話だと思います。まるで、あるいは一本化して、整理をすればいい
めるか、あるいは民主党案に戻りますが、いかがで
しょうか。

わった二十年前、平成五年、九三年にこの電波利用料制度が導入されました。その折には、当時の郵政省は、帯域幅に応じて電波利用料を賦課しよとうという検討もされ、しかしながら、今四割と言

われておりますが、公的セクター、各省庁などがあつて、それに対する各省庁からの抵抗、特に、公的セクターにも賦課したらどうかと経済団体からも言われましたが、これも各省庁の抵抗ということで、当時は郵政省は、今のような形になつたとも聞いております。

今回、消防庁の電波について、どいてもらうといつた形での共益費の利用といったことはやはり矛盾が生じているというふうに考えております。電波の利用に対する需要の増加に基づいての必要性ということで、平成十七年から経済的価値を

導入したわけですが、根本的な制度は変わっておりません。また、一部無線システムでは特殊性を考慮して軽減係数を適用するなどの手を加えてお

りまして、電波を効率的に利用するインセンティ

が十分に働く仕組みとはなつております。したがつて、上記の仕組みを改め、電波を効率的に利用するインセンティブが十分働くようになります。電波利用の効率化を図るため、電波利用料の性格を、無線局の免許人等がその電波利用により享受する経済的利益に見合つた負担を行う趣旨に改めるものといたしました。

○奥野(總)委員 時間が来ました。最後に二点だけ大臣に伺いたいんです。

今議論で、電波利用料の性格を変えるべきだ

ということについてどう思いますか。それからもう一点、ちょっと話がそれますが、スカイツリーへの移行ですね。今月末と言っていますけれども、放送の話が出たついで伺いたいんですが、ちゃんと月末までにスカイツリーへの放送の、電波の発射の移行がいくかどうか。この二点をちょっと伺つて終わりにしたいと思います。

○新藤国務大臣 それではまず、スカイツリーの方から申し上げます。

これは視聴者への安心、それから、きちんとしめた対策がとられるということが私の最終判断になりますから、今事業者の方も熱心に試験電波を出してやつております。

現状において、対策を必要とする施設についての考
は、五月十九日時点で九五%が対策工事を終えました。これは今、私記者会見でも発表いたしましたが、そういったところまで来ているわけでありります。ですから、今後は、あらかじめ予定された期日にそれが終了できるように対策が終わってい るかどうかということにかかると思いますので、きちんととした対策をとつていただきたい。私は、その状況報告を受けた上で、適切な判断をして、こう、このように考へているということでありま す。
それからもう一つは、電波利用料についての考

え方が変えたらどうかということになりますが、委員がお話ししているのは、周波数の絶対的な経済価値として設定してはどうかということだら

思うんですね。しかし一方で、この制度そのものが、いわば受益者である無線局の免許人の方々に公平に負担をしていただくという意味において共益費用だということになつたわけですが、この電波利用料の算定の仕組みというのは、周波数帯の混雑、それから使用する周波数の幅、こういったものを経済的価値として、いわば相対的な価値を見ているのではないか、私はこのように思ふのであります。

ですから、受益と負担の関係というものを相対的に見ていくといふ、ここは維持した方がいいのではないかなどと思っておりますし、新たな、オーケションですとか、これは検討の余地があると私は先ほどから申し上げておりますけれども、それによつて新規参入の方々の今までとの負担の不公平というのが生じる、これは承知でやるにしておきましょう。

それから、全体として、全てにおいてオーケションを入れようということではないと思いますから、制度全体の部分的なゆがみというものも出ないとも限りません。ですから、私はその辺はしっかりと慎重に検討していくべきやいけないといふうに思いますし、現実に、二十六—二十八年度、この三ヵ年の次期電波利用料の検討を行うための会では、無線局の免許人の方々からは、現行制度の枠組みを維持してほしいという声の方が多いというようなこともあります。ですから、もちろんのことを検討しながら、よりよい状況に向けてこれはさらに進めていきたい、このように考えています。

○奥野(続)委員 時間が来たので、終わります。どうもありがとうございました。

○北側委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 日本維新の会、上西小百合です。通告に従つて順次質問させていただきます。

私は、東京ディズニーランドがオープンした直後の昭和五十八年四月に生まれました。両親の記憶によると、テレビではNHKが毎朝「おしん」を放送し、そして、秋にはロッキード裁判の判決が

下され、年末の総選挙では自民党が保守合同以来初めて単独過半数を割り、新自由クラブと連立した第二次中曾根内閣が発足した年だということです。

その東京ディズニーランドオープンのころ、待ち合わせをしていても、電車に乗りおくれたりすれば、現在とは異なり、相手におくれることを伝達する手段もなく、はぐれても連絡のとりようもない時代だと聞いています。今のように携帯電話が一般社会へ登場したのはディズニーランドがオープンして数年後、普及をしたのはさらに十一年以上も後のことだと伺っています。

ところが、その後は日進月歩で、移動通信体のイノベーションは発達し、從来より一年一昔と言っていたものが、殊さらITや通信関係に至つては一年一昔の勢いで進歩してきました。そのため携帯電話の発達で、今では人口より多い回線が使用されているとさえ言われています。

当初、携帯電話には○三〇や○四〇で始まる桁の番号があつたようですが、回線が不足し、○九〇で始まる十一桁に変更されました。それでも利用者の増加で回線は不足し、やがて○八〇で始まる番号も登場しました。

しかし、先日、それでも足りないので、よくPHSで利用された○七〇から始まる番号を導入することが発表されたばかりです。

総務省のホームページによると、PHSで利用する電話番号は○七〇一五ないしは○七〇一六に限り、携帯電話で利用するのは○七〇一から四〇七〇一七から九で始まる番号になること、最初の呼び出し音を異なることによりPHSと携帯電話との識別ができるようになります。

若者を中心としたP-HSを利用する方が多いとも言われる中で、○七〇一五と○七〇一六で始まる十一桁の番号だけがさばき切れるのか、番号ボーダーティー、いわゆる番号持ち運び制度を導入することなどが記されています。

そこで、携帯電話とPHSの間で番号ボーダーティー、いわゆる番号持ち運び制度を導入することなどが心配の種は尽きません。

また、私は地元が大阪ですが、しばしば東京と大阪の違いを論じる書物を興味深く読んでいます。エスカレーターの立ち位置など、例示しては枚挙にいとまがありませんが最近では、地下鉄内でも電話が通じるのが東京、大阪ではまだまだ一部という比較もされているように、東京のインフラ制度には感服しています。

新藤大臣から、ここ二、三十年の間の急速な通信革命とその御感想、そして、先ほど提示しました○七〇で始まる携帯時代に備えての総務省の取り組みをお聞かせください。

〔委員長退席 德田委員長代理着席〕

○新藤国務大臣 まず、昭和六十年、携帯電話が始まったときが四万台、今、二十四年末で一億三千八百万台ですから、確かに日本の人口よりも多い契約があるということです。

私も覚えておりますが、最初はお弁当箱みたいだつたんですね、肩からかけるもので重くて持てませんでした。しかも高くて、個人で持っている人はそうそういなかつた、芸能人は持っていたかも知れないけれども。それから、その後、今度は筆箱みたいな大きいのになつて、これも重くてしようがなかつたんですけれども、セカンドバッグのようを持って歩いていたのを私も記憶しています。

ですから、そういうところから、今携帯がここまで普及をして、子供まで使うようになったといふことでございまして、この普及といふものは予想を超えていただろう。最初に導入したときに、こういったことを、ここまで見破られた人というのはなかなかいないのではないかと思うし、そういうものだと思います。

ですから、私たちには、目の前のことに対処しながら、将来自分たちがわかる範囲のことを考えます。しかし、その先に自分の想像を超える世の中の革新があるとするならば、できるだけその幅を持たせていくことが重要だというふうに思ふんですね。

○上西委員 ありがとうございます。

臨機応変な規制緩和を考えていたけるということですので、國民がよりよく通信を利用できるよう、御尽力をお願いいたします。

○吉良政府参考人 先ほど、若者を中心にはP-HSを利用する方が多いと言われる中で、○七〇一五と○七〇一六で始まる十一桁番号だけでさばき切れます。

れるのかという御質問がございました。

P.H.S.に使用する電気通信番号は、○七〇一五と○七〇一六で始まる十一桁番号としまして二千五番号が確保されております。そのうち、平成二十三年度末時点では利用者が使用しているのは約四百五十九万番号、使用率は三三%にとどまつてゐるところでございます。

総務省としては、当面はP.H.S.番号が不足するおそれはないというふうに考えておりますが、今後、仮に急激な利用増加によりまして将来番号が不足するおそれが発生した場合には、新たな番号帯を確保すべく対処してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、番号ボーダリティー導入された場合に混亂だとかあるいは混線はないのかというふうな答申がございました。

P.H.S.と携帯番号間の番号ボーダリティーにつきましては、平成二十四年三月、情報通信審議会によりまして、二十六年度内の導入を目指すべきというふうな答申を受けておりまして、現在、関係事業者間で調整を進めております。

今後、調整が整つて、その番号ボーダリティーが導入されれば、電話番号によるP.H.S.と携帯電話の区別はなくなりますが、利用者が電話をかける際に、相手がP.H.S.であった場合に事前にそのことがわかるよう、通常の呼び出し音の前に特別な識別音を挿入する予定でございます。P.H.S.事業者においては、番号ボーダリティー導入を目的として、事前に識別音を広く周知するためにも、ことしの十一月までに識別音を導入する予定でございます。

P.H.S.事業者においては、番号ボーダリティー導入を目的として、事前に識別音を広く周知するためにも、ことしの十一月までに識別音を導入する予定でございます。

総務省としては、番号ボーダリティー導入に当たっては、利用者に混乱が生じないように、今後も関係事業者と連携して必要な対応を行つてまいりたいというふうに思つております。

○上西委員 ありがとうございました。

次の話題に移ります。

先日、瀬戸内海沿岸の方と話をすると機会があつたのですが、平成の大合併で市が以前の何倍にも拡大しましたが、住民サービスでは市内でどうしてもアンバランスが生じてしまう。これはあってはいけないことなんですが、生じてしまつていうところでございます。

総務省としては、当面はP.H.S.番号が不足する

おそれはないというふうに考えておりますが、今後、仮に急激な利用増加によりまして将来番号が不足するおそれが発生した場合には、新たな番号帯を確保すべく対処してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、番号ボーダリティーにつきましては、平成二十四年三月、情報通信審議会によりまして、二十六年度内の導入を目指すべきというふうな答申を受けておりまして、現在、関係事業者間で調整を進めております。

今後、調整が整つて、その番号ボーダリティーが導入されれば、電話番号によるP.H.S.と携帯電話

の区別はなくなりますが、利用者が電話をかける際に、相手がP.H.S.であった場合に事前にそのことがわかるよう、通常の呼び出し音の前に特別な識別音を挿入する予定でございます。P.H.S.事業者においては、番号ボーダリティー導入を目的として、事前に識別音を広く周知するためにも、ことしの十一月までに識別音を導入する予定でございます。

P.H.S.事業者においては、番号ボーダリティー導入を目的として、事前に識別音を広く周知するためにも、ことしの十一月までに識別音を導入する予定でございます。

総務省としては、番号ボーダリティー導入に当たっては、利用者に混乱が生じないように、今後も関係事業者と連携して必要な対応を行つてまいりたいというふうに思つております。

○上西委員 ありがとうございました。

総務省では、現行の電波法第百三条の二の第四項第八号に基づきまして、電波利用料の使途の一

つとして、過疎地域等の地理的に条件不利な地域における携帯電話のエリア整備事業に対し支援を行つてゐるところでございます。

具体的には、自治体が整備します携帯電話基地

局設備や携帯電話事業者が整備する基地局までの

伝送路設備の費用の最大三分の二を補助しております。

まして、平成十七年度から二十四年度までの間に

約二千件の事業を実施したところでございます。

こうした取り組みを受けまして、携帯電話の

サービスエリア外に居住する人口は、平成二十三

年度末で約八万人まで減少していると認識をして

おります。

総務省では、自治体の要望を踏まえまして、平

成二十五年度予算においても必要な額、約二十五

億円を確保しているところでございまして、引き

続き自治体や携帯電話事業者の協力を得ながら、

本事業を通じて、携帯電話の不感地域解消に取り組んでまいりたいと考えております。

〔徳田委員長代理退席、委員長着席〕

○上西委員 電波利用料は、税金でない分、国民への再配分の対象ではありません。その分、総務

省の御英断でI.T.過疎地域解消にさへなる御尽力

を下さることをお願いいたします。

先ほどから、イノベーションの結果、さまざま

い勢いでI.T.革命が起り、とりわけ通信事業の

進歩には目を見張るものがあることを、さまざま

述べてまいりました。

本当に便利な世の中になりましたが、航空機の

機内や病院内、ベースメーカー使用者の近隣な

ど、携帯電話の使用を控えなくてはならないエリ

アも多々あります。また、コンサート会場などで

電源を切り忘れたりマナーードにしていない方の着信音が鳴つて、興ざめした経験をお持ちの方も多いはずです。便利で必要不可欠なアイテムであつても、現実の生活の中で最低限のマナーだけが、改めて御説明をお願いします。

しかし、そこは人間ですから、時にはうつかり

ミスをしてしまうことは当然あります。

そのような、うつかりの対策として、エリアを限定して、本来の通話用電波とは全く異なる電波を発して、携帯電話をあえて闇にさせる装置が開発され、二〇〇六年十二月、渋谷のNHKホールに備えつけたことが話題になつたことがあります。その携帯電話抑止装置が導入されたニュースは、余りにも画期的なので、センセーショナルに報道やインターネットで称賛され、さまざまなものに登場したようです。

者たちは、それが、至上命題の中で、どうしても若者たたが居住しないエリアができるということです。

先ほど、携帯通信エリアが随分拡大しているこ

とを挙げましたが、全国的に見ると、山間部や離島など、まだI.T.過疎地域は相当に残つており、

とりわけインターネットが使えないエリアも多く、その瀬戸内地方の市内にも幾つかあり、そ

れが、I.T.過疎地域では、全国規模の賃貸住宅を離れて市内中心部へ引つ越してしまつてのことです。

従来、ラストワンマイルと呼ばれ、I.T.施策の緊急課題と位置づけられていたものは、日進月歩

が多分に存在するという話です。

の高速通信回線が引きにくかつたり、デジタル加入者線、いわゆるDSLの引き込みが困難な地域

が、それでもI.T.過疎状態を脱していよいよエリア

が技術革新の中で着実に解消できているようですが、それでもI.T.過疎地域解消にさへなる御尽力

があると言われています。

LTEなどワイヤレスプロードバンドの整備が

必要であると考えられます。そのためには、情報インフラ整備は困難で、国の支援に頼らざるを得ない自治体が多いようです。

今回の政府案では、電波利用料の使途範囲の拡

張があることは承知をしております。また、私の地元は川口といふんですけれども、そこにあるリニアのメインホール、リニアのホールの中はこの装置がもう既に設置されておりまして、今イベン

トが行われているときのホール内の通信ができなくなつてゐる、こういうことを私も自分で経験しております。その意味においては、特定の空間に

おける静ひつの確保や犯罪防止、こういったものについて一定の効果がある、このように思つておりますし、全国で約二百カ所の運用があるということであります。

しかし、一件一件について、これは無線局免許の許可を出してやつているということなんであります。これは有効なところもありますが、一方で、無関係な第三者の携帯電話の通信があるという場合もあります。そして、通信を抑止する、こういう場合もあります。

止する範囲が社会的な容認の範囲であるかどうか、それから、通信を抑止する範囲外に電波が漏えいしてしまって通信を妨害する、こういうようなこともありますから、これは一件一件、今度は安全上の問題にもかかわってきます、緊急の通信がそれによって途絶えるという可能性もあるわけでありまして、状況を見ながら、しっかりと慎重にこれは許可をしていきたい、このように考えています。

○上西委員 ありがとうございます。

安全上、利便性とさまざま課題はあると思いますけれども、抑止装置を有効に活用できるようお取り組みをお願いいたします。

また、NHKホールに設置をされて六年以上の歳月が過ぎました。

NHKホールでは、紅白歌合戦など、国民が多く行きたいと願つてもなかなか行けないプラチナチケットのイベントが多く、ようやく手にしたコンサート中に迷惑音がするのは、本当に不本意だと思います。そのような装置で雑音を消していることなどを御存じの方は少ないでしようし、ホールの中以外、例えばトイレや通路では携帯の通話は可能なので、実際、実感されている方は少ないかもしれません、NHKに、観客の皆さんから携帯電話抑止装置に対する御意見、御感想が届いていればお聞かせください。また、実務に携わるNHK職員の方の御感想もあればお聞かせください。

○吉国参考人 お答えいたしました。
委員の御指摘のように、NHKホールでは、平

おりません。

成十八年十二月からこの装置を導入しております。ただ、装置は導入しておりますが、以前から、当然のことですが、以前から、無関係な第三者の通信を抑止する、こういう場合には観客の方に、携帯電話を切つてくださいとということとか使わないとくださいということは許可を出してやつているということなんであります。

それは、携帯については、普及しているだけじゃなくて、通信会社の努力で届く範囲もどんどん広くなっていますので、ホールでも実際に抑止装置を使わないと届いてしまう状況になつてます。

それから、携帯については、普及しているだけじゃなくて、通信会社の努力で届く範囲もどんどん広くなっていますので、ホールでも実際に抑止装置を使わないと届いてしまう状況になつてます。

○上西委員 ありがとうございます。

やはり音楽のコンサートとかさまざまな公演で着信音が鳴つてしまつては大変な迷惑になります。そういう意味では、我々も安心して運営ができるという意味で、歓迎しているところであります。

○上西委員 ありがとうございます。

ところが、そのような便利さの裏に、NHKホールでコンサートなどが開催されている最中には、NHKホール周辺、例えば代々木公園などでは携帯電話の電波が通じなくなるという都市伝説があり、実際、私の周辺でもそれを体験された方がいます。

NHKホールの明治神宮側にはイベント広場があり、大勢の集客があるので、同時にキヤバ以上の回線が使われることがあるので、それが大きな要因ではないかと言われる方もいましたが、イベントに参加している方々がそれほど大量に同時に使うこともあります。

そのため、そのような不法な装置の利用者を見つけた場合には、総務省は利用者に対して、不法電波を発したとしても、一般の方はそれと知らずに使つてしまう場合がございます。

このため、そのような不法な装置の利用者を見つけてなるため使用をやめるよう指導を行うこととなります。

それにもかかわらず、使用をやめないと悪質な場合には、電波法違反ということで警察に告発を行い、警察によつて捜査が行われることになります。

なお、免許を受けた携帯電話等の抑止装置であつても、免許状に記載された事項に反する等の違反行為があつた場合には、指導等適切に対処します。

○吉良政府参考人 お答え申上げます。
お尋ねの点については、私どもは承知いたして

するに、携帯電話抑止装置が取り外されたか、そして、携帯抑止装置の電波が弱くなつたのではないかと言われるそうなのですが、調べた限り、携帯抑止装置をNHKホールから撤去したという報道は見つかりませんでした。

NHKより実情を御説明願えますでしょうか。
○吉良政府参考人 私ども、そういうた都市伝説といふのは今まで承知していなかつたんですけども、これは、設置の際は当然のことながら総務省の検査も受けまして、そういう形で客席に限定されているということが確認されていますので、この抑止装置が原因になつてそういうことが起こっているというのはちょっと考えにくく思います。

○吉國参考人 私ども、そういうた都市伝説といふのは今まで承知していなかつたんですけども、これは、設置の際は当然のことながら総務省の検査も受けまして、そういう形で客席に限定されているということが確認されていますので、この抑止装置が原因になつてそういうことが起こっているというのはちょっと考えにくく思いますが、やはり音楽のコンサートとかさまざまな公演で着信音が鳴つてしまつては大変な迷惑になります。そういう意味では、我々も安心して運営ができるという意味で、歓迎しているところであります。

○吉良政府参考人 ありがとうございます。
私が述べました携帯電話抑止装置が仮に法定以上の電波を発してたら取り締まるケースはあるのでしょうか、総務省の御所見をお聞かせください。

○上西委員 ありがとうございます。
○吉良政府参考人 お答え申上げます。
携帯電話等抑止装置が微弱と称して販売されていたのにもかかわらず、その装置が基準を超える電波を発したとしても、一般の方はそれと知らずに使つてしまふ場合がございます。

このため、そのような不法な装置の利用者を見つけてた場合には、総務省は利用者に対して、不法開設となるため使用をやめるよう指導を行うこととなります。

それにもかかわらず、使用をやめないと悪質な場合には、電波法違反ということで警察に告発を行つて、警察によつて捜査が行われることになります。

なお、免許を受けた携帯電話等の抑止装置で

あつても、免許状に記載された事項に反する等の違反行為があつた場合には、指導等適切に対処します。

○上西委員 最近、コンサート中でもNHKホー

ル周辺で携帯がちゃんと通じるようになつたといふのが、また第二の都市伝説化されています。要

試験局と実用局の相違点の御説明を求めます。ま

た、今後も実験試験局として認めていかれる方針

なのか、御説明をお願いします。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

最初のお尋ねでございます。

携帯電話用の周波数帯を使用する無線設備の場合、電波法第四条第一号の規定によりまして、発射する電波が著しく微弱なものであれば、免許を受けることなく無線局を開設することはできま

す。しかしながら、このようないかだ電波では、既存の携帯電話等の抑止装置と同等の抑止効果を發揮することは技術的には困難であるというこ

とでございます。なお、このようないかだ電波を要しない無線局であっても、他の無線通信に障害を与えてはならないとされているところでございます。

それから、もう一点お尋ねでございます。

実験試験局として免許し、実用局ではないといふことで、この二つの相違点についてでございます。それから、今後も実験試験局として認めていくのかということですが、実験試験局は、科学もしくは技術の発達のための実験、それから電波の利用の効率性に関する試験、または電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないものをいいます。

抑止装置は携帯電話等の通信を抑止するという極めて例外的な無線局であるというようなことから、どのような形態の実用局にするかについては慎重な検討が必要だとうふうに考えておるところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

各種電波が混在し無秩序状態になることを回避するには当然の措置と思いますが、携帯電話を十分抑止するだけの装置を許可するには、こういった移動する車内での詳細な実験データを要求され

ます。

しかし、実際に運行された電車やバス内でのデータをとるために、許可を得なくてはなりません。だから、この画期的な商品の開発も実用化が進まず、稼働させることができます。そのような話も聞いたことがあります。そのような機種の申請があれば、実験に立ち会うか、国として広い実験スペースを用意して測定するなどの配慮がないと、宝の持ち腐れにもなりかねません。

ちょうど、自治体のごみ収集業者を新年度に決めるのに、ある程度以上の台数のパッカー車を所

有する者だけに入札参加資格を与え、落札できるかどうかはつきりしない者がパッカー車を用意するわけがないので、結局、既得権を持つ前年度契約業者だけが応札し、何十年も同じ業者が続くの

と形態が全く同じです。ここは、大幅な規制緩和をし、時代のニーズに即応した新規製品が開発されれば、国は真摯にそのものの調査をすべきで、そして、実験を認めずかどりかはつきりしない者があるべきで、実験データを添付しなくては審査をして、その実験データを添付しなくては審査をしない現状を見直し、新規業者にも日の目を当てるべきだと考えますが、現状と今後の取り組み、特に、検査の簡略化や許認可の基準の緩和策をお持ちか否か、御答弁ください。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

規制の簡略化だと許認可基準の規制緩和策と

いたしましても、國民の命、財産を最大限守り抜き、有事の際には最小限の被害で済むような施策を遂行して、防災、減災に努めていた

いざれにいたしましても、國民の命、財産を最大限守り抜き、有事の際には最小限の被害で済むような施策を遂行して、防災、減災に努めていた

いざれにいたしましても、國民の命、財産を最大限守り抜き、有事の際には最小限の被害で済む

ような施策を遂行して、防災、減災に努めていた

員が現地に赴いて落成検査を行っているところでございます。

電車とかバスでの使用といった個別のケースに

つきましては、携帯電話等抑止装置の導入を希望

する方から抑止装置の必要性や運用方法を伺った上で、先ほど大臣からもありましたが、通信を抑止する範囲が社会的に容認できる範囲かどうか、

それから通信を抑止する範囲外に電波が漏えいす

ることによって他の無線通信に妨害を生じさせないかといったような観点から検討を行つて、慎重に免許の可否を判断していくことになります。

○上西委員 ありがとうございます。

今回の政府案は、國民の命を守り、その一助となる消防防災行政がよりスマートにいくための改

正で、その一端として電波利用料の使途範囲の拡

大がうたわれるなど、私はその部分を大いに評価

しています。

○吉良政府参考人 ありがとうございます。

規制緩和をし、時代のニーズに即応した新規製品が開発されれば、国は真摯にそ

のもの調査をすべきで、そして、実験を認めずかどりかはつきりしない者がパッカー車を用意する

かどりかはつきりしない者がパッカー車を用意する

かどりかはつきりしない者がパッcker車を用意する

きます。この電波法の改正案でありますけれども、電波利用料の使途の範囲を拡大していくということでおられますね。その中には、市町村の防災行政無線と消防救急無線のデジタル化の費用、これに二分の一の補助をしようということが盛り込まれております。

私も経験があるわけですけれども、市町村のこの緊急時の無線体制というものをデジタル化していくというのは当然重要なことであります。しかし、いざというときの備えという意味において、いざというときの備えという意味においては、これは大いに評価をしていただきたいというふうには思っています。デジタル化すれば、当然ですがけれども、高速で送ることができるようになるわざであります。だからこそ補助をしていくと、いう趣旨はございまして、防災や救急救命活動に資するところです。

その意味で、まず基本的なことなんですが、二年四年度末時点でのデジタル化率というのは、

データでは、防災行政無線で「三・二%、消防救急無線では四〇・六%にとどまつていてる」ということです。だからこそ補助をしていくと、いう趣旨は理解できるわけですが、さて、目標をどのくらいに置くんですか。しっかりと目標を立ててやってもらいたいと思うわけですが、そこにについての御

けれども、高速で送ることができるようになるわざであります。だからこそ補助をしていくと、いう趣旨はございまして、防災や救急救命活動に資するところです。

その意味で、まず基本的なことなんですが、二年四年度末時点でのデジタル化率というのは、

データでは、防災行政無線で「三・二%、消防救急無線では四〇・六%にとどまつていてる」ということです。だからこそ補助をしていくと、いう趣旨はございまして、防災や救急救命活動に資するところです。

を検討していきたいと考えております。

本施策の実施によりまして、財政力の弱い市町村を優先的に、移動系になりますが、防災行政無線のデジタル化を支援すること、及び移行期限を定めるなどによりましてデジタル化の加速を図つて、最終的に一〇〇%デジタル化することを目指しております。

なお、デジタル方式への移行期限が平成二十八年五月三十一日と定められている消防救急無線の方につきましては、本施策とあわせて、自助努力による設備整備や、消防庁などの財政支援を行うことで完全デジタル化というふうにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○中田委員 最終的には一〇〇%ということあります。それは聞いていればそのとおりだなと思いませんけれども、しっかりと目標を中間的ににも立ててアプローチをして、それでさつとそろった政策課題とくらべて、ある程度使途範囲は限られる。しかし、それをどういうふうに有効に使つていくかというのは、これは国が、ある意味では戦略的に考えて有効に活用していくべき財源だと思います。その意味において、まず、この特定財源でありますから、ある程度使途範囲は限られる。しかし、それをどういうふうに有効に使つたいと思います。

そもそも、電波法においては、電波利用料の用途を電波監視、地上デジタル放送対策など十二項目に限っているわけです。今回の改正案はそれに一項目つけ加える。その一項目は、電波の能率的な利用に資する技術を用いた人命または財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付とということを追加するということですね。申し上げたとおり、十二項目が今度は十三項目になります。ということで、使途はもちろん変わらず限られています。

ただ一方では、特定財源ということで、一般財

源に比べてその使途ということについて審査が甘くなるということにもなりがちなことであって、

これは原口元総務大臣がお詳しいと思いますが、これは原口元総務大臣がお詳しいと思いますが、民主党政権下のいわゆる政策仕分けという中においては、将来的な一般財源化も考えていくべきだということで、完全デジタル化というふうにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○中田委員 最終的には一〇〇%ということあります。それは聞いていればそのとおりだなと思いませんけれども、しっかりと目標を中間的ににも立ててアプローチをして、それでさつとそろった政策課題とくらべて、ある程度使途範囲は限られる。しかし、それをどういうふうに有効に使つていくかというのは、これは国が、ある意味では戦略的に考えて有効に活用していくべき財源だと思います。その意味において、まず、この特定財源でありますから、ある程度使途範囲は限られる。しかし、それをどういうふうに有効に使つたいと思います。

そもそも、電波法においては、電波利用料の用途を電波監視、地上デジタル放送対策など十二項目に限っているわけです。今回の改正案はそれに一項目つけ加える。その一項目は、電波の能率的な利用に資する技術を用いた人命または財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付とということを追加するということですね。申し上げたとおり、十二項目が今度は十三項目になります。ということで、使途はもちろん変わらず限られています。

ただ一方では、特定財源ということで、一般財

源に比べてその使途ということについて審査が甘くなることにもなりがちなことであって、これは原口元総務大臣がお詳しいと思いますが、これは原口元総務大臣がお詳しいと思いますが、民主党政権下のいわゆる政策仕分けという中においては、将来的な一般財源化も考えていくべきだということで、完全デジタル化というふうにしてまいりたいと思っております。

○新藤國務大臣 まさに電波利用料制度というのは、受益者の方々に公平に負担をしていただく、そういう意味では、仮に電波利用料を一般財源化する、それを他の使途に充てるということになれば、電波利用料を負担していただいている免許人の方々の受益が失われることになるわけでありま

す。また、そうなりますと、そもそも受益者の方々に負担をお願いする理由もなくなつてくると

いうことがござります。

○中田委員 今、両見解がありましたけれども、ここは、それこそこういう国会という場において、これは後でちょっと触れますが、國の大戦略を立てて、その大戦略の中に生かしていくべき財源じゃないかなと思つてはいるわけです。

○原口議員 それから、民主党の提言型政策仕分けの中における報告書において、この将来的な一般財源化

については慎重に検討がなされるべきであると、主党の副大臣のもとで行われた検討会においても、慎重な検討が行われるべきである、こういう意見が出されています。

○新藤國務大臣 その意味において、これから先、今回追加をする十三項目に加えてさらに広げていく可能性といふことを聞いて大臣はどうお考えになつていています。

○中田委員 今、両見解がありましたけれども、ここは、それこそこういう国会という場において、これは後でちょっと触れますが、國の大戦略を立てて、その大戦略の中に生かしていくべき財源じゃないかなと思つてはいるわけです。

○新藤國務大臣 どちらの議論、すなわち、完全に特定財源のままにしておくということ、あるいは一般財源として門戸をどんどん自由にしていくこと、どちらが正しいというのは、これはもちろん簡単に言えないことだし、どちらが正しいという決めつけは恐らく成り立たないことなんだろうとは思ひます。

○原口議員 その上で、受益と負担というのがなるべく見えやすくなつていくということは何事も必要なんですが、しかし、受益と負担を考えれば特定財源ですから、その使途というのは限られてくるという形になつてしまつ。

○新藤國務大臣 さて、電波利用料の支出を見てみると、今年度予算ベースでは六百六十六億円。その内訳というのは、地上デジタル放送が約半分を占めていますね。地上デジタル放送総合対策ということで四

七・六%ですから、半分を占めています。それ以外に、研究開発等が一三・七%、総合無線局監理システムが一三・一%と統一しているわけです。

その上で、今、新藤大臣がお話しになつたとおりですけれども、しかし、やはり特定財源の偏りというのもございます。また、委員が御指摘をされたように、私たちは、この電波利用料を、いつまでも受益と負担の共益費でいいのか、市場に任せて経済的な価値もそこの中に入れていくべきだということで、今回、オーケション制度の提案をしておるわけでございます。

これは受益者の御理解もいただかなければいけませんけれども、将来にわたつて、国民全體の財産である電波、その電波を受益している人たちか

らいただいたお金などをどのようにするか、私は、一般的財源化の議論をできる限り早急にかつ慎重に進めいくことが大事ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○中田委員 まだ政権が移行する直前であります。

○新藤國務大臣 まだ政権が移行する直前であります。

○原口議員 まだ政権が移行する直前であります。

○新藤國務大臣 まだ政権が移行する直前であります。

す。
一方で、やはり、委員、ちょっとそこはよく整理してもらいたいんですけども、電波利用料を使えばいいと。

例えば地デジが始まる前の一番最初の予算というのを七十五億なんですよ。ですから、先ほど申しましたように、必要な歳出、研究開発費用、こういったものを見込んだ上でその先に歳出があつて、それをどうやって無線局の方々に負担していたら、かということなんですね。ですから、ここに金があるから、あれも使えばいいじゃないか、これも使えばいいじゃないか、負担をどなたか特定の人にお願いすることになるわけがありますから、ここはよく考えなければいけないことだ。

私は、今のができませんとか、やりませんとは言いませんよ。しかし、そこは研究が必要であつて、簡単に法律を膨らませて項目を追加して、今ある金額を前提にして、あれを使えるじゃないか、地デジがなくなるんだから三百億なくなつて、こういうような議論にはなかなかなつてないのか、なぜひ御理解をいただきたいと思います。

○中田委員 余り、そんなに小難しく答弁をしていただくことを期待していかつたんです。そうですね、日本の観光客をふやすために大いにそういうことは積極的にひとつ検討させますよ。今すぐやれと言っている話じゃないです、今年度予算の中でそんなのはないわけですから。ぜひ、大臣、本当に指示してくださいよ、そういうことは大いに検討すべきだと。

だつて、ビジット・ジャパン・キャンペーン、昨年幾ら使つたかといつたら、四十九億一千七百万円ですよ。四十九億しか使つていらない状態なんですよ。しかも、キャンペーンをやって、来てくればいいから、これしか言つていらないと言つたら失礼だけれども、根性論、気合いだけなんですね。やはり、もつと本当に、日本に対してもうありませんから、たつてのインセンティブが働いたり、さつき言つ

たような循環をつくっていくということを戦略的にやつていく必要があるわけで、これは観光庁の予算でといつたら、観光庁の予算は切りなく広がつていっちやいますよ。空港のインフラ整備が、だ、やれ何だ。

そういう意味では、こういう財源を活用しながらやつしていくことについて、大臣、多分、それでいいですから、ぜひ指示してください。そういうことをやはりやつていてもらいたいというふうに思います。

さて、原口元大臣もいらっしゃるので、ぜひお聞きをしたいのは、衆法で今回出している、対案についてのオーケション制度をやつていない

すけれども、二〇〇九年以降に加盟した四カ国を除いてO E C D の加盟三十カ国のうち、いわゆる電波についてのオーケション制度をやつていないのは三カ国だというふうに聞いています。日本、アイスランド、スロバキアというこの三つだけだ

というふうに聞いています。すなわち、オーケションというのはもう世界的には当たり前のことになつてきているということでありまして、これはかなりの金額なんですね。

○中田委員 例えは二〇〇八年に、七百メガヘルツ帯のオーケションで落札価格が、アメリカの場合は百九十九億ドル、すなわち一兆八千四百億円。イギリスでは、二〇〇〇年の3 G オーケションで二百二十九億ポンド、これは三兆九千九百億円という金額になつていますから、そういう意味では巨額の財源が国庫に入つてくるということになります。

○原口議員 全く御指摘のとおりだと思います。ドイツでも3 G オーケションでは五兆六百億に上つて、こういうデータがあります。

オーケションですから、一概にどれぐらいの額かということを言うわけにはいきませんけれども、オーケションを導入した場合に、民間事業者

が提示する金額によるために具体的な見込みは困難ですけれども、免許の期間、すなわち最長十五年間にわたる電波利用料の経済的価値に見合った予算でといつたら、観光庁の予算は切りなく広がつていっちやいますよ。空港のインフラ整備額としていますから、イギリスやドイツ並みのお金が国庫に入るというふうに考へてもいいと思います。

先ほどの議論で大変大事なのは、Wi-Fi を使つて、あとは光の道に逃がしていく。今、電波が物すごく逼迫しています。そういう意味からも、このオーケションの価値はさらに高まるもの、このように考えています。

○中田委員 我々は、このオーケションということについては基本的に賛成の立場であります。

やはり電波ということについては有限なものですが、現行の利用料というのは経済的価値とは違うですから、そういう意味では、より価値の高いことには限られた資源を使つていくということを考えれば、現行の利用料というのは経済的価値とは違う金額。いわば人気のある、例えは今、プラチナバンドを各携帯電話会社も競つて導入してきました。そういうことによつて、つながりやすい、今までビルに電波を飛ばしたらそこでぶつつと切れていたのが、ビルを回り込むよう電波を使えるわけですから、そういう意味ではこれは経済性が高いわけですね。経済性が高いものについてはそれ相応の金額をつけていく。

では、経済性といつては、それを役所が決めるというのはやはり論理矛盾になつてくるわけですよ。そこは、やはりその有用性に応じてマーケットが決めていくというメカニズムを働かせていくことが重要なのであります。オーケションという点については我々は賛成であり、この点を政府においても、これから先は、まあ、民主党が返す返すも、恐らく思つておられるんだと思しますけれども、民主党時代にやつておけばよかつたということが、残念ながら方向転換といふことです。そこで、何点かお聞きをしたいのが、電波利用料たるものは、本来、先ほどから、十二項目が十項目になつたということありますけれども、今回の電波利用料の大きな目的は、いわゆるデジ

申上げておきますけれども、今後の政権運営の中において、新藤大臣においては、限られた資源なんですから、やはりここは市場原理も必要です。よ、このことはぜひ今後は検討し、そして先ほど申し上げた、観光に資するようなそういう使い方、Wi-Fi ということもぜひ御検討を指示していただきたいと、いうふうに思います。

○佐藤正委員 次に、佐藤正夫君。

○佐藤正委員 みんなの党の佐藤正夫でござります。

中田委員の質問に「いいね」が大分入ったのかなと思つています。

早速質問に入らせていただきますが、先ほど新藤大臣が言われた、電波利用料、総括原価方式、何のために使つて、それで財源がこれだけ要るんだ、それが電波利用料になつていく、まさにそのとおりだと私は思います。そういうことを考えたときに、オーケションとはまた別の次元で、今の中ではそういう状況であるので、それを基軸にして質問をさせていただきたいと思うんですね。

そうしますと、先ほどの質問の中でもあつたよ

うに、地デジ化が四十数%。今後、あとどれだけ地デジ化のお金が要るのかなという資料を出せ

ていただいたんですが、それでいきますと、平成二十六年から三十年ぐらいの中で、約八百四十五億円がまだ必要であるということです。ですか

ら、これを年で割れば当然出てくるわけです。

そうなると、基本的に、先ほど大臣が言われた二十六年から三十年ぐらいの中で、約八百四十五億円がまだ必要であるということです。ですか

うに、これがなくなるとすれば、普通だつたら利用料が下がるというのが当たり前だと思いま

す。経費、使うものが減つてくるわけですから、

総括原価方式でいけば当然下がつて、これはそのとおりだと、さつきの答弁は私は納得をしております。

そこで、何点かお聞きをしたいのが、電波利用

タル化によつて空き地をふやす、これをまず一義的にやらなきやいけないということから始まつたのだと思いますね。

国会の総務調査室の方からいろいろ資料をいただきました。そこで見ますと、基本的には、平成八年に、当時の郵政省電気通信局から消防庁に対し、電波の有効利用のために消防救急無線のデジタル化及びナローバンド化についての協力がなされた。その後、いろいろ消防の方で検討をされまつた。そして、その経緯を言うと、検討していただけた。そこで、その結果を言うと、検討していただけた。そして、消防庁も消防・救急無線デジタル化検討委員会を設置し、進めていくと、いうことになつた。

そこを受けて、総務省は、アナログ消防救急無線のデジタル化及びナローバンド化の移行について、平成二十年四月九日に、先ほど大臣からも審議会、審議会という話がありましたが、このことは間違いないでしようか。

○柴山副大臣 平成二十年の四月九日の電波監理審議会では、百五十メガヘルツ帯のアナログ方式の消防用無線局について、「二百六十メガヘルツ帯が、二年足らずで実は倒産してしまつたんですね。これは本当に審議会の中でもしつかりと調査をしたのかなどちょっと疑問がつく点が多くありました。ただ、その移行について一定のめどがついたことから、アナログ方式の消防用周波数の使用期限、先ほど申し上げたように平成二十八年の五月三十一日までとしておりますけれども、これを定めるための周波数割り当て計画、総務省告示の一部変更案について、審議会をしたものでござります。本件につきましては、この周波数の移行によって利用可能となる百五十メガヘルツ帯が陸上移動通信に適した周波数帯であるということから、まさしく鉄道用とか電力用など公共業務を中心広く利用されているということを踏まえて、電波利用者の利便性の向上及び周波数の有効利用の推進といった観点から、同日、原案を適切とするという旨の答申をいたしております。

○佐藤(正)委員 審議会といふのは、諮問を受けた日に、はい、わかりました、答申が出来たというのが普通の審議会かどうかといふのは

ちょっと疑問があるなと思うんですね。そんなにだと思ひます。その点をまず一点指摘させていただきたいと思います。その点をまず一点指

簡単に審議会といふのは審議を通すのかな、一般的に考えればそう思ひます。その点をまず一点指

してまた、平成十九年十二月二十一日の、周波数割り当てについてその審議会が答申を出して決めた内容が実はあるんです。それはお手元のナンバー2の資料を見ていただければわかると思うんです。ここを読んでいただければ、新たな周波数をお渡しするということで、三社ほどのい番組をずっとやつた、審査をやつたところが、どういう理由でそこに割り当てたのかなということがここに書いてあるんです。

そこで、実は、そのときに、特定基地局の開始、運用に必要な財政的基盤が大事ですよ、いわゆる財政力が必要ですよということを言われて、が、二年足らずで実は倒産してしまつたんですね。これは本当に審議会の中でもしつかりと調査をしたのかなどちょっと疑問がつく点が多くあります。

そういう意味で、先ほど言つたように、審問をしてその日に答申が出たり、やつてみたら、財政的にはここが一番いいんだよと言つたところが実は二年以内に倒産してしまう、どうも普通に考えたら少し疑問符が残るというところは指摘をさせてもらいたいと思います。もう答弁はいいです。

そこで、先ほど来から電波利用料という目的の中、今回、行政防災無線、消防救急無線のデジタル化を進めてきたんですけれども、なかなか進まなかつたと思うんですね。防災無線については、先ほども言つたように、「一三・二%」というふうに、実際はそんなに進んでいない。消防救急無線についても、私が総務省の方から資料をいたしました中においては、平成二十三年度では「一〇・九%」ぐらいだった、平成二十四年で四〇%だと。こ

の諮問委員会で決まつた使用期限のお尻、平成二十八年五月三十一日までにする。だから、そこまで何とかしなきやならない。

そこで、お尋ねをしたいのは、これまでなぜそんなに進捗率が遅かつたのか、この辺についてはどうお考えでしようか。

○新藤国務大臣 手短に言えれば、財政事情の逼迫、こういったものが最大の原因だと思います。そして、これはできるだけ高度なものに取り組みたいと現場では誰もが願うと思いますが、しかし、なかなか優先度が上がつていなかつた。しかも、それに対する財源の措置というものが、地方財政が非常に厳しい中でありますから、そこが影響があつたんだと思います。

しかし一方で、東日本の大震災を経て、やはり私たち、防災、それから人の命を守る、救う、こういった部分をもつと見直さなければいけない、優先度を上げなければいけない、当たり前のことがあります。そういう中からさらにこういったこともやらせていただきたい、このようになつてゐるわけであります。

○佐藤(正)委員 確かに、財源がなくてなかなか進まなかつたんだろうと思いますが、そこで、今回、この電波利用料のお金その財源に充てるということに、用途がそなつたんですね。原価方式の中でいくと、こういう目的で使うから、これだけの電波利用料ですよということが決められたんだと思います。

そこで、今大臣が言われたように、確かに財源が足らない、人の命を守らなきやいけない。しかし、電波利用料は、先ほど来からお話をあつたよ

うに、受益者に対する還元がなければいけないと、二つの論点があると思います。人の命、いわゆる国民の生命財産を守るのであれば、私は、この電波利用料を利用する以前に、国民の皆さんに御説明をして、これは税金でしっかり充てるのが本来の姿ではないかな、このように思いますが、いかがでしょうか。

今回の防災行政無線と消防救急無線は、災害対応の効率化を図つて、国民の生命、身体及び財産を守る上で非常に重要な役割を果たすというは

先生御指摘のとおりでございます。一方では、電波利用料を使いますものですから、周波数を効率的に使うことによって、将来、通信需要が増大した場合でも、周波数逼迫によって周波数を追加で割り当てるなどを回避できるというようなこと

がございます。

国民の生命を守ることも、それから空き地をつくること、両方とも、私ども、重要な課題というふうに思つております。一方に重きを置くものではないというふうに思つております。

それから、国民の税金を投入すべきと考えるがどうかということについてでございますが、先ほどから申し上げていますように、防災行政無線と消防救急無線は、自治体の災害対応や住民の命を守る取り組みに必要なものでございます。原則、自治体が整備するものというふうに考えております。

しかしながら、これらの無線は国民の生命を守るために必要でありますことから、自治体における着実な整備が行われるようにということで、今回の措置以外にも、緊急消防救援隊設備整備費補助金による措置のほかにも、地財措置としまして、緊急防災・減災事業や防災対策事業の対象としておりまして、整備を進めているところでございます。

○佐藤(正)委員 今お答えになられた件は、お手元の資料に添付をさせていただいています。消防救急無線に係る財政措置ということで、何点か、どこかで聞いたような話ですが、国の補助金を出して、そのかわりあとがうから、基本的に後でちゃんとお返しするから借金してください、起債を、出してやつください、この委員会でもほかのこといろいろ議論になつたことがありますけ

れども、そういう仕組みがここに載っています。

ただし、先ほど言つたように、本来なら、空き地をつくるのが大きな目的だったと思います。

電波利用料をお支払いになつておられる方々も、確かに、国民の生命財産に寄与するのであれば、わざりましたというは当たり前です。だったら、お尋ねをしたいんですが、今総括原価方式でやつてある仕組みの中で、再度その原価を見直してみようというようなことはお考えにならないんでしょうか。

○新藤國務大臣 委員、これもぜひ共有をしていただきたいと思うんですが、空き地をつくるためだけではないと私は思います。その前に、まず

第一に、無線の高度化を行つて防災対応をしていこう、この活動を高度化していくこと。私は、これは大きな柱の二つだと思います。一つはそういった高度化、それから、それによつて電波の有効利用が図られるということです。

今回の電波利用料を使う部分というのは、その中で特に財政力の弱いところ、全国で九十四自治体です、そこについては、全体の電波の利用の観点から助成措置、財政措置をつけようということです。

そのほか、これは本来自治事務ですから、この仕事に関しては、防災・減災事業、それから通常の地方債、こういったものを使って促進をしてくださいということでやつてきたわけであります。それを、ここの中目標設定して、きちんとみんなでおさめるためには、特別に弱いところについては御支援をしましよう、こういうふうに法律に加えた、こういう御理解であります。ですから、電波利用料の総括原価方式を根本から見直すというのは、いつもそれをやらなきやならないわけで、三年ごとの見直しをやるわけあります。その中で額がどうなつていくかというのは、先ほども申しましたけれども、必要、需要に応じて算定されて、設定されていく、こういうことでございます。

○佐藤(正)委員 大臣が言わることはわかるん

ですよ。自分は同じ考え方なんですね。

ところが、例えば、市町村でアナログは何も全く進んでいないところがあるとします。そこが

新たにデジタル化をしたときには、これは電波利用料は使えないんですね、たしか。どうで

すか。その辺はどうなんでしょうか。

○吉良政府参考人 防災行政無線の関係でいえ

ば、先ほどから申し上げているように、他の免許人に対する受益が発生しないので、だからそれは対象にはなりません。

○佐藤(正)委員 今お聞きになつたとおりなんですか。対象外なんですね。要するに、アナログからデジタル化すると集約できて空き地ができるから、それは電波利用料でお使いできますよ、しかし、そうでないものは使えませんよというのが今のお答えなんですね。

だから、先ほどから私が言つたのは、電波利用料の目的が、いわゆる空き地をつくるためにやつているんじゃないでしょうか、だったら、大臣が言われるおおりであれば、逆に言えば、使っていいじやないですか。

アナログも何もないところがデジタル化になると、そういう場合は、今電波利用料のお金は使えないんですね。先ほどからいろいろ議論しているんですけど、空き地云々ではなくて、総合的な判断の中でやるということであれば、もう少し弾力的に考えていいたって実はいいんじゃないかな、僕はそう思います。

○新藤國務大臣 これは、制度として確かにそういう部分があるわけです。

しかし、今、一八%なんです、アナログの防災行政無線を入れていない、簡易の無線で終わらせることが多いと考へ方が違つかもせんけれども、ちょっと考へ方が違つかもせんけれども、これが減つてくると、当然原価が減るわけですから電波利用料は下がる、ところが、下がつてきた枠があるとそこを使いたい。これは私の考えですよ、大臣とは違うかもせんが、そういうこと

そのことに関しましては、これはさまざまに既存の財政措置があります。それから、今回私どもでつくりました地域の元気づくり、これも使えるんですね。ですから、そういう気がしてなりません。

ところからすれば、これは有効的に使つてもらいたいです。有効的に使うためにどうするのか。今回の防災行政無線にしても、各市町村、各県、それぞれで設置をしなさい、それぞれのシステムを自分たちで考えてやりなさいということなんですね。果たしてそれでいいのかなと私は思っています。

だから、現状では、まずその前に既存の措置でもつてやつて、模索してくださいというところから始めないといけないかな、このように思つているわけであります。

○佐藤(正)委員 ここで議論をやりとりしてもよいが、空き地の部分でしか使えないことがあります。スピードが遅いんですね。

だから、僕が言つたのは、電波利用料は本当に明確にそなやつて空き地の部分でしか使えないということを踏まえた中で、やはりいろいろなことを、今、新藤大臣が言られたように、複合的に干違つてくるので、現実に進捗が進んでいないと考へざるを得ないです。

現実に、市町村は、そなやつて、また借金しろと言われるのかというところなんですよ、実際は。でも、必要性はわかっているけれども、ただ、順番が違うんですね、要は。その市町村市町村によつては、何が一番なのかといふところを考へたときに、逆に言えば優先順位が低かつたのかもしれませんね、この状況は。だったら、東日本大震災でこないうことを経験した国民として、今一番わかりやすいことなんでしょう。

ただし、言えることは、これは新藤大臣と僕はちょっと考へ方が違つかもせんけれども、これが減つてくると、当然原価が減るわけですから電波利用料は下がる、ところが、下がつてきた枠があるとそこを使いたい。これは私の考えですよ、大臣とは違うかもせんが、そういうこと

で、いろいろなことを考えながら、新たなものを何か足していっているような気がしてなりません。

そこで、防災行政無線、電波利用料を払つて、建設的な御提案をいただけることはあります。

くつてくださいよ、免許の単位が市町村ごとだと。これは総務省の検討資料ですけれども、これでいくと約四千二百億円かかりますよ。これを例えれば、効率化で全国一律、もしくは道州制を見据えた中でのシステム導入等を含めていくとより安くできるという試算を、この検討委員会の中でも出されているというふうに僕はお聞きをしておりますが、この点について御意見があればお答え願いたいと思います。

○新藤國務大臣 こういう研究をいろいろしてい

ただくこと、これは大変臺はしいことであります、建設的な御提案をいただけることはあります。

たぶん、この点について御意見があればお答え願いたいと思います。

い、このように思つてゐるわけであります。

ですから、要は、通常は自分たちの範囲でもつて使つてゐるが、いざとなつたときには広域的な運用ができる、こういう体制を整えていくこと、それは、ルールをきちんとつくつて、そしてデジタル化しておく限りにおいては、その運用の幅は

物すごく広がると思ひますね。ですから、そういう中でのいろいろな工夫が必要だらうと思ひます。

全然お話とは違うんですが、かつて我が国では、警察と自衛隊と海保が別々の通信回線を持つていて、隣にいるにもかかわらず、本部を経由しないとなんということがありました。全部直させましたよ。だけれども、要するに、こういうものというのは危機管理ですから、きちんとしたシステムと運用のルールをつくつていくことが重要だと思います。ですから、これは傾聴に値する話だと思います。

一方で、一つの事業体で、民間の事業者に、本当の安全保障の分野にかかわるところにおいて、それは信頼しないわけではありません、しかし、ティーネットになるかというようなものもあります。それから、現実に、各自治体で既にもう導入している設備がござります。こういったものを有効に使うという観点からすれば、そういったところを検討しなきやしないだらうなと思います。

ですから、現実に、各自治体で既にもう導入している設備がござります。こういったものを有効に使うという観点からすれば、そういったところをくつておくことは極めて重要な、このように思ひます。

〔徳田委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(正)委員 ぜひそれを、後ろの方はもういいですから、最初に言つた方を考えていたいたいですから、投資をしました、投資何でもそんなんですよ。投資をしました、投資したから、これはもつたないからずっとやつてこようといつたら、この投資した金がどんどん死

んでいくんですよ。それよりも、その投資を欠損、損金に落としてでも、新しいものを導入した方が実は有益であるということがたくさんあります。

中田委員からも御質問の中ありました、携帯電話の方が電波利用料は約七十数%を占めていると

いうところですね。

そこでお尋ねをしたいんですが、この中で、テレビ、放送とかいろいろな部分で利用料の軽減措置があるということですが、この軽減措置について、どういう仕組みで、どういうところが対象になつて、どういうふうに中身がなつておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○柴山副大臣 お尋ねの電波利用料の軽減措置のあり方については、まさに現在開催をしている電波利用料の見直しに関する検討会、これは私が座長を務めさせていただいておりまして、橋政務官も加わつていただきておりますけれども、そこ

で、一つの重要な論点として検討しているところであります。

今御指摘のとおり、携帯電話につきましても、例えば緊急地震速報を受信したりとか、いろいろと災害対策の公益的な役割を果たすではないかと、いうようなことを通信事業者の方々からいただいておるのは事実であります。

それも踏まえて、この検討会においては、これまで、もちろん、既存の放送会社の方からもきちんと意見を聞いておりますけれども、こういった幅広い意見の募集ですか、公開ヒアリングにおきまして、この無線局の軽減措置は一体どのようにあるべきかということについて、さまざま意見を見交わしているところであります。

今後、これらの意見を踏まえて、検討会において、ことし八月末ごろまでに料額の見直しの基本方針をまとめさせていただくこととしております。

○佐藤(正)委員 では、今も検討していると、検

討するということは、やはりちょっとおかしいな、今までの仕組みが、例えば放送の方に對して四分の一ほどの軽減がある、携帯の方には軽減はない、しかも、利用料を払つていている大部分が携帯事業者である、そういう中で、これは少し変えなきゃいけないのかなということが根底にあって、

検討に入られているんだろうと思います。

そこで、テレビ局に軽減があるわけですが、これは、NHKと民放とではどういうふうに中身が違うんですかね。

○柴山副大臣 お答えいたします。

確かに、NHKと民放では、軽減率を考慮するに当たつて、考慮すべきファクターとして、普及義務のあり方が考慮されるべき点だと思っております。

現在の電波利用料制度では、地上テレビジョン放送の料額の算定に当たつては、あまねく普及をさせる義務、これがNHKです。そして、あまねく普及をさせるよう努力する義務、これが民放なんですね。それを勘案して、使用する周波数帯域に二分の一を乗じて算定をしているところなんですね。

いずれも、電波利用の便益を国民に広く付与するための責務であるということから、その公共性を勘案して、二分の一を掛けるということとさせていただいております。

○佐藤(正)委員 普及の義務と、民放は努力義務、これで何で同じなんでしょうか。おかしいでしょ。NHKは義務をしつかり言つておられるけれども、民放については努力しなさい。

では、携帯電話の方にはこういう努力義務は与えていないんですか。携帯電話事業者にはそういうのは与えていませんか。

○吉良政府参考人 携帯電話には、特性係数が掛かるとはございません。

○佐藤(正)委員 さつきからその議論をやつていふので、それはわかっているんですよ。携帯電話にも例えはこういう普及努力義務というのはないんでしょうかというのを言つておるんです。

○吉良政府参考人 失礼しました。
携帯電話には、普及努力義務というのはございません。

○佐藤(正)委員 では、お尋ねしますが、努力がつくのとつかないと、どこがどう違うんですか。教えてください。

○吉良政府参考人 いずれにしても、あまねく普及義務とあまねく普及努力義務というのが放送法に定まつて、法律に定まつて、法律の中で努力と努力がついていないのを教えてください。

○吉良政府参考人 いすれにしても、法律に定まつて、二分の一を乗じているところでござります。

○佐藤(正)委員 だから、私はわからないので教えてくださいと言つておるんです。法律の中で努力と努力がついていないのを教えてください。

○吉良政府参考人 それをお尋ねしているんですよ。それを勘案して、その公共性があるというふうに勘案して、二分の一を乗じているところでござります。

○佐藤(正)委員 多分、聞いている方はわからなくなつたんだろうと思うんです。

だから、明確に聞きたいのは、私は法律がわかりませんから教えてください、法律の中で努力というふうに私は解釈をしたらよろしいんでしょうか

かということをお尋ねしているんです。

答えるはるんだつたらもう一回答えてもらつたのと入つていいのは、どういうふうに私は解釈をしたらよろしいんでしょうか

かということをお尋ねしているんです。

○吉良政府参考人 いすれにしても、先ほどから繰り返しておりますけれども、あまねく普及義務とあまねく普及努力義務を勘案して、法律に定まつておるので二分の一を乗じておるところでございますが、いずれも、電波利用の便益を国民に広く付与するために、通常の市場活動を超えた責務が法令により規定されているということで、その公共性を勘案しているところでござります。

ただ、本件も含めて、料額の算定に当たつて

は、具体的な算定方法について広く意見募集を行つて いるところでござります。

○佐藤(正)委員 もう時間がないんですが、先ほどの答弁の中で、公共性というのが入るんだけれども、基本的には、携帯電話なんて、今すごい公共性がありますよ。今回の東日本でも、携帯はかなり活躍されたと思いますし、そしていろいろな情報も流れています。

そういう意味では、先ほど副大臣が言われたように、検討を進めているというのは確かにいいことだと思いますので……(柴山副大臣)一言だけいりますか」と呼ぶ前向きなものですか。では、お願いします。

ビスの持つ価値が非常に大切かどうかということと、今、NHKと民放のように、ユニバーサルサービスが確保されているあるいは確保されていないかということで条文の書き分けをしていくことと、混乱をしてしまうんですね。要するに、そのサービスの持つ価値が非常に大切かどうかということと、今、NHKと民放のように、ユニバーサルサービスが確保されているあるいは確保されていないかということで条文の書き分けをしていかなければいけない、そういうことです。

例えば民放の公共性も含めてですが、皆さん考えてください。あるチャンネルは、朝から晩まで、夜中までテレビショッピングばかり流している。これは何の公共性があるのかなど逆に思いますよ、本当に。そんな時間帯があるんだつたら、空き地がいただけるんだつたら、「二十四時間、国会の質疑を全て流してやつた方がよっぽど公共性がある」ということを指摘して、質問を終わります。

○北側委員長 次に、塩川鉄也君。
○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

電波法の審議に関連して、最初に、地上デジタル放送送信所のスカイツリー移転に伴う電波障害についてお尋ねをいたします。

りとやらなきやならない。

りとやらなきやならない。
総務省は、放送事業者の責任で視聴者への影響

担も強いことがない、こういうようにならゆる対策をとつていただきたいと思います。

から東京スカイツリーへと送信所が移転することになっています。

そこで、お尋ねしますが、東京スカイツリーからの試験電波発出しに伴う受信障害に関する問い合わせの件数が幾つか、また障害対策の件数は幾つに上っているか、そして、実際移転の時期というのはいつとなっているのか、以上三点についてお

○吉崎政府参考人 放送事業者におきましては、
昨年十二月から、スカイツリーから試験放送をして
おります。視聴者に受信状況の確認をお願いし
たいということでやつておるものでございますけれ
ども、コールセンターへの相談は相当な数にな
なっておりまして、対策の必要な施設というの
は、五月十九日までの累計で約十一万三千件でござ
ります。

七割、それからアンテナの受信レベルが下がつて
いるというのが約三割でございます。また、地域
としましては、東京都が約四割、千葉県と埼玉県
が約二割となつております。

十一月三千件の要妙第旅記でござりますけれども、五月十九日までにこの九五%が対策工事を完了いたしております。また、工事日が確定しているものも含めると、九九%を超えております。現在、いろいろと試験電波を出して、そして要

対策のものとなるべく早目に把握するということを放送事業者の方が一生懸命努力しているところでありまして、行政としましては、それを今見守っているという状況でございます。

○吉崎政府参考人 放送事業者の方におきまして
と手持ちの資料がないようですので、移転の時期
というのはどんなふうになつていいんでしょうか。
か。

○ 塩川委員 総務省として、やはりここをしつかは、五月中を目途にして進めているということをございまして、それができるかどうかということを今見守っているという状況でござります。

昌 担も強いることがない、こういうようであらゆる対策をとつていただきたいと思います。

法案について質問いたします。

については、アナログ消防用無線の周波数帯の使用期限が二〇一六年の五月三十一日までとされております。

○市橋政府参考人 お答えいたします。
消防救急無線につきましては、平成二十八年五
着手件数と整備の完了したもの、これがそれぞれ
どうなつてゐるのかについて教えてください。

月末までにデジタル化するということになつてお
りまして、整備の進捗状況につきましては、全国
の消防本部のうち整備済みの割合は一五・三%、
百八十八本部となつております。これに着手済み
の団体を加えた場合には、四〇・六%、三百十三

本部となっているところでござります。
○塩川委員 十年以上前からデジタル化を呼びかけてきたのに、現時点、整備済みというのは一五・三%にとどまっていると。何でこんなふうに進んでいないんだよ。どうか。

○市橋政府参考人 各消防本部におきましては、消防救急無線のデジタル方式への整備期限であります平成二十八年五月三十一日までにデジタル方式への整備を終了させるよう、それぞれ整備計画

を策定いたしまして、それに沿つて整備が進められて いるところでござります。
各地方公共団体、それぞれ事情がござります。
財政状況あるいは更新のタイミングなど、それぞ れございますので、それによりまして、整備に着
け付けておるところです。

手する時期というのは異なってきておりますけれども、先ほど申し上げましたように、平成二十五年四月一日現在で、全体の四〇・六%の消防本部が整備に着手しているというふうなことでござい

まして、期限に向けて着実にデジタル化が進んでいるというふうに認識しているところでございました。

○塩川委員

着手から完了までという期間が、一年のところもあるし、大きいところは三年近くかかるようなところもあるということを聞きました。そういう点でも、大臣、お尋ねしますけれども、今現在、引っ越しをしてもらつたその跡地の利用については、こうこう使いますということが決まつてゐるわけではありませんから、そういう点でも、こういう二〇一六年五月末のデジタル化移行の期限というのを延長するという選択肢というのはないんでしょうか。

○新藤国務大臣

もう必要性等は重ねませんが、これは、二十八年の五月三十一日までに全ての団体で整備が終了する、それぞれの団体において計画をつくつていただいているわけであります。我々も、それに対してさまざま支援を行つていこう、こういうことで新たな取り組みも打ち出しました。したがつて、ぜひ目標達成に向けて努力をしていきたい。

また、さらいろいろな働きかけ、特に、アドバイスや、技術的な相談、こういったものも我々はやつていく必要があるだろうということでありまして、きめ細かな対応をしながら目的達成に向けて努力したい、このように考えております。○塩川委員 期限を切つて進めるということであれば、例えば、国や、跡地を利用するような事業者の費用負担によつて、デジタル化の取り組みが進んでいない財政力の弱い団体に対しての思い切つた財政支援をとる、こうしたことなども、より踏み込んだ取り組みが求められているんじやないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○新藤国務大臣

これは先ほどもお答えいたしましたけれども、地方財政措置といったしましては、緊急防災・減災事業それから防災対策事業、こういったものを整備しております。さらには、もともとから、緊急消防援助隊設備整備費補助金によ

る措置、こういつたものもありました。そして、今回の新たな財政支援制度を入れたわけであります。

○塩川委員

防災対策の一環としての取り組みであります。私は、防災対策という点で関連してお尋ねしたいのが、コミュニティFMの問題であります。

○新藤国務大臣

東日本大震災では、住民への情報はさまざまナツールを通じて提供することが欠かせない、このことが明らかになりました。そこで、地域に密着をした情報提供を行う役割を發揮してきたのがコミュニティFMであります。

○新藤国務大臣

最初に大臣に、このコミュニティFMの役割についてどのようにお考えか、どのように評価をされておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○新藤国務大臣

活性化、それから、きめ細かな町の情報を必要とする人たちに送る、また、放送そのものが町のコミュニティをつくつていただく、こういう意味において非常に有効だと思っています。

○新藤国務大臣

また、私は今、ラジオ放送が防災にどのような役割を果たすか、そういった強靭化に資するための検討会というのを省内に立ち上げました。その際にも、災害時にラジオ放送が非常に役に立つたということが明らかになつております。

○新藤国務大臣

においては、二十八自治体が臨時の災害放送局を開設いたしました。そのうちの十三自治体は既に廃止されましたけれども、そこから九自治体がコミュニティ放送に移行したということでありまして、そうした取り組みを続けていただいていることがあります。それから、二十八自治体のうちの十五自治体は、いまだに臨時災害放送局を継続中ということなんあります。

○塩川委員

災害時における避難というか、復興のフェーズというのがあります。最初の段階では全てが遮断されちゃいます、テレビも見られません。そうすると、そこで唯一の情報源がラジオだつたんですね。ですから、こういつたものも踏まえて、今後、自治体からいろいろな御要請があれば、それに対しては我々もいろいろな相談に乗つていきた

Mが、非常に地域に根差して広がつていくということが求められています。

○塩川委員

それとの関連で、今回の東日本大震災では臨時災害FMが活用されました。やはり、地域の災害情報などについて、あるいは避難所の状況や、あるいはさまざまな支援物資がどうなつているのか、どこどこに行けばこんな情報がある、こういうことについて、まさにきめ細かに届けていたのが臨時災害FMであります。

○吉崎政府参考人

コミュニケーション放送局は増加してまいりました。その結果、御指摘のように、首都圏、近畿圏で周波数が逼迫してまいりました。そこで、東京二十三区とその周辺については平成九年九月、大阪市とその周辺につきましては平成十年四月に、これ以上の周波数の割り当ては困難であるという旨の報道発表をしました。

○塩川委員

ところが、その後も開局相談は続いておりまして、過去五年間で見ますと、関東地方では四十四の市町村、そして近畿地方では二十の市町村から相談が寄せられております。そして、これら全部を含めまして、全国では百三十八という数字になつております。

○塩川委員

関東地方で四十四、都県別に見ると、例えば新藤大臣や柴山副大臣の地元の埼玉でも八つの市町村からの要望が、まあこれは、行政からですとか、あるいは市民の方から相談があつた、それを市区町村単位で集計したという数字でありますけれども、非常に、地域に根差したコミュニケーション放送をやつてみたい、やりたいといふ声というのが広がつていることを示しているわけであります。

○塩川委員

しかしながら、今の答弁にもありましたけれども、既に十年以上前から周波数が逼迫をしているということで、例えば関東電気通信監理局が、平成九年、一九九七年の九月二十九日の報道発表で、東京二十三区及びその周辺については、これから申請されても当面周波数が選定できない状況にあるという、いわゆる周波数逼迫宣言というも

とされております。実際にそういう話も、この間伺つてまいりました。

○塩川委員

そこで総務省にお尋ねしますが、コミュニケーション放送局の開局相談が寄せられた市区町村数というのは幾つになっているのかを、全国で幾つか、あと、関東地方、近畿地方、それなどのぐらになつていて教えていただけますか。

○塩川委員

コムニティ放送の普及の課題として、首都圏や近畿圏など都市部においては、周

一九九七年といえばもう十五年前から逼迫をしていましたのに、総務省はこの間何をやつてきたんでしょうか。

○新藤國務大臣 これは、お叱りを受けています。

ニーズが高い、状況がわかつている必要性があるにもかかわらず実際のインフラが用意できな

い、こういう部分であります。ですから、我々と

しても累次にわたついろいろな検討を進めてき

たという事であります。

先ほども言いましたが、私どもは今、そういう

観点も含めて、放送ネットワークの強靭化に関

する検討会こういうものをやっております。議

論の真っ最中です。コミュニティFMの一層の

普及に向けた取り組み、こういったものもその検

討会の中で議論になつております。過日、コミュニ

ティエFMの協会の方においでいただきて、電

波帯も含めて、どこでどういうふうに維持できる

のか、いろいろな工夫をしなきやならない、こう

いうことはあります。

まずは有識の皆さんで御検討いただいておりま

すから、その中からよい答えが出てくることを期

待しておりますし、我々も研究を進めていきました

い、このように考えています。

○塩川委員 その意味では、十五年間も放置をしてきたというような実態もあるわけですから、それはしっかりと受けとめていただきたいと思いま

す。

それで、日本コミュニティ放送協会、こういう

コミュニティFMが多く加盟されている団体か

ら私も直接お話を伺いましたし、総務省大臣宛て

の、コミュニティ放送にかかる要望書とい

うのも出されているとお聞きします。

その要望書の中では、関東、近畿、東海地方の

都市部などでは、FM放送用周波数が逼迫をし、

割り当て可能な周波数がなくなっている状況にあるため、コミュニティ放送を開設したくとも開設

できないという状況にあると訴えています。

コミュニケーション放送への周波数割り当てを求める要望にどう応えるのか。

○塩川委員 先ほどの答弁で、放送ネットワークの強靭化に関する検討会の話がございました。強靭化の名前

はいかがかなと私は思っておりますけれども、こ

こでも、AMラジオの補完としてのFMラジオの

放送の議論もあると承知をしております。

何よりも周波数帯の問題で考えますと、そもそも地上デジタル放送のアナログからデジタルへ

の移行に伴つて跡地利用が行われることになる、それが、実際には、当初の想定よりも手を挙げる方が少ないという状況にもある。

そういう意味でいえば、その周波数帯というの

が、ちょうどFMにもそれなりに対応し得るよう

な周波数帯でもあると思いますから、そういう点

でも、そもそも、地デジの移行に伴つた跡地利用

としての周波数帯の利用として、やはりきちんと

踏み込んでコミュニティFMの活用が可能とな

るよう周波数帯を確保していく、こういうことは

当然できることではないかなと思うんですが、そ

の点はいかがでしょうか。

○新藤國務大臣 名称は強靭化ということでありますが、これは防災対策を考えようということ

と、それから、今後のラジオというものをどのよ

うにこの国において業として展開していくのか、

こういう議論もしているわけであります。その中

の一環として今のようなコミュニティFMの話

も出でてきていると御理解をいただきたいと思いま

す。

それから、いわゆるV-LLOW帯、新しく設定

する部分における、それは地デジの今のお話もそ

うなんですか、あかしていく、そういう部

分での活用というのも考えられるのではないか

という検討は入つております。

○塩川委員 ちょうどきょうの日本経済新聞にコ

ミュニティエFMの記事が載つております。

○北側委員長 ありますけれども、こういうことが具体的に動い

ているということでおろしいんでしょうか。

○吉崎政府参考人 V-LLOW帯の活用につきましては、現在の検討会の中で議論を進めているところであり、なるべく早期に結論を得たいというふうに考えております。

○塩川委員 そういう点でも積極的な活用という

ことを大いに図つていただきたいと思っていま

す。何よりもこの間対応してこなかつたというこ

とがあるわけですから、そういう地域のニーズに応えた取り組みに一步踏み込む、その点での決意をもう一度大臣に伺いたいと思います。

○新藤國務大臣 まさに技術の革新、それから工夫によつていろいろな可能性が広がっていくわけ

であります。そして、政策の優先度がまたこれによつて極めて上がつているわけであります。防災

も含めて、また地域のコミュニティ、それから地方の自立という意味におきましても、その町の皆さんが快適に、そして利便性の高い暮らしを送

れるためにも、このコミュニティエFMというのはその役割の一つを果たせるのではないかと期待

をしております。

ですから、私としても、ぜひ、今までの検討を踏まえつつありますが、よりこの話が進むよう

に取り組んでまいりたい、このように考えていま

す。

○塩川委員 ゼひ、そういう対応として前に進め

ていただきたいと思います。

最後に、民主党、みんなの党提出の電波法改正案が出されております。オーフショットの導入を内閣とするとなど、考え方異なるものであります。それが、我が党として賛成をしたい。このことを申し

ておきます。

○北側委員長 これにて各案に対する質疑は終局

通信・放送委員会設置法案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。新藤総務大臣。

○新藤國務大臣 国会法第五十七条の三に基づく内閣の意見として、通信・放送委員会設置法案につきましては、政府としては反対いたします。

○北側委員長 これより各案について討論に入る

のであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○新藤國務大臣 まず、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○塩川委員 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、山口泰明君外六名から、自由民

主党、民主党、無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党及び日本共産党的六派共同提案

による附帯決議を付すべしとの動議が提出されおりました。

○北側委員長 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨

案について採決いたしました。

○北側委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。土屋正忠君。

○北側委員長 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨

案が出てきております。オーフショットの導入を内閣とするとなど、考え方異なるものであります。それが、我が党として賛成をしたい。このことを申し

ておきます。

○北側委員長 電波法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実

施に努めるべきである。

一 首都直下型地震や南海トラフ地震などの重

大な災害の発生も懸念されていることから、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル

化については、東日本大震災の経験、地方公

共団体の意見を踏まえつつ、災害時における

情報の迅速、正確かつ高度な伝達が真に可能なものとなるよう努めること。また、財政力の弱い地方公共団体をはじめとして、財政負担のさらなる軽減も含め、計画が達成可能なものとなるよう、支援に万全を期すこと。

二 今後の電波利用料の見直しに際しては、新技術の導入や新たなビジネスの展開などに伴う電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。

三 周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

四 プロードバンド・ゼロ地域についてはほぼ解消されたものの、今後も情報通信分野における地域間格差の解消に向け、更に取組むとともに、我が国の経済及び地域の活性化を図るため、情報通信技術の利活用を積極的に推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○北側委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。新藤総務大臣。

○新藤國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○北側委員長 次に、原口一博君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○北側委員長 起立少數。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、原口一博君外三名提出、通信・放送委員会設置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立少數。よって、本案は否決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御願いしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北側委員長 次回は、来る二十三日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

平成二十五年六月六日印刷

平成二十五年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C